



「京都市緑の基本計画」(素案)

平成二十一年十月



目 次

第1章 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 緑の基本計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 緑の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 計画のフレーム・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 緑の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 1 京都市の緑の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 京都市緑の基本計画のこれまでの取組と今後の方向性・・・・・・・・ 19

第3章 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 緑の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 4 緑化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 5 公園整備の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第4章 緑の配置方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

- 1 緑の機能別に見た現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 緑の配置方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 3 都市公園の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 56



第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策・・・・・・・・・・ 58

- 1 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 3 柱となる施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第6章 緑化重点地区及び緑化地域・・・・・・・・・・ 68

- 1 緑化重点地区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 2 緑化地域の指定の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

第7章 施策の推進・・・・・・・・・・ 73

参考資料・・・・・・・・・・ 75



第 1 章

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景・目的
- 2 緑の基本計画とは
- 3 緑の役割
 - (1) 計画が対象とする緑
 - (2) 都市における緑の機能
- 4 計画の位置付け
- 5 計画のフレーム
- 6 目標年次



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・目的

緑は、大気を清浄に保ち、気温をやわらげ、強い風をさえぎり、鳥や虫に生きる場を与えています。山の斜面を表土流出から守り、火災時には延焼を防ぎます。

また、まちなみの景観を整え、風景に風格と季節の彩りを添えています。公園や緑地などは、散歩やジョギングの場所となって私たちの健康を維持し、増進させます。子どもたちやお年寄りには安心して遊んだり、くつろぐ場を提供し、人と人とのコミュニケーションの形成にも寄与します。更には、心に安らぎや潤いといった精神的な充足を与えてくれます。

このように緑は、市民の健やかで、安心・安全な生活を実現するうえで、必要不可欠なものであり、本市においても、緑の保全、創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

京都市では平成11年2月に「京都市緑の基本計画」を策定し、これまでに様々な施策を推進してきましたが、策定後約10年が経過し、この間、21世紀という新たな世紀が幕を明け、地球環境問題の深刻化や少子高齢化の進行、情報通信技術革命の進展など、時代は大きな転換期を迎えております。

この間、国、府、市でも緑や環境に関係する様々な法規や政策が整備され、緑を取り巻く社会状況も、大きく様変わりしてきています。平成21年1月には、低炭素社会を実現するため、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に本市が選定されました。本市における緑の果たす役割は、CO₂の吸収源として、また、気温の上昇を緩和し、良好な三方の山々の景観の維持等に寄与するものとして、より一層重要になってきています。

緑の基本計画に限れば、根拠法である都市緑地保全法が平成16年12月に都市緑地法として改正され、「都市公園の整備の方針」を緑の基本計画に位置付けることが可能となるなど、計画への記載事項が大幅に改正され、緑の基本計画の充実を図ることができるようになりました。

これまでの京都市緑の基本計画に、これらの社会動向を反映させる必要があり、この度、時代に即した新たな「京都市緑の基本計画」を策定することとしました。

策定の主なポイントは以下のとおりです。



① 21 世紀に入ってから社会動向を反映

最初の緑の基本計画策定後の 21 世紀の社会動向を踏まえた計画とし、「環境モデル都市・京都」として、特に以下の視点を反映させています。

ア 地球温暖化対策の推進	森林や都市の緑は、大気中の CO2 を吸収・固定する機能を有します。平成 17 年 2 月に発効した京都議定書の誕生の地として、また、環境モデル都市・京都として、CO2 の削減に寄与する緑の保全・創出について、生物多様性にも配慮しながら推進していく必要があります。
イ ヒートアイランド対策の推進	平成 16 年 3 月に「ヒートアイランド対策大綱」が策定されるなど、21 世紀に入り、ヒートアイランド現象が都市に特有の環境問題として一層注目を集めている中、京都市においても、ヒートアイランド対策に資する都市緑化（公園整備、屋上緑化、壁面緑化等）の一層の推進が必要です。
ウ 新景観政策の推進	京都市では、京都の優れた景観を守り、育て、未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン、眺望景観や歴史的まちなみの保全等を規定した「新景観政策」を平成 19 年 9 月から推進しています。この政策に寄与する、緑の取組を積極的に推進する必要があります。

② 旧京北町の編入

平成 17 年 4 月に旧京北町が編入されたことに伴い、本市の市域はおよそ 35% 拡大（61,022ha から 82,790ha）し、森林面積は約 1.5 倍になりました。京都議定書等の CO2 削減目標を達成するためにも、市街地の緑と併せて、市街地を囲む山々の緑の保全、活用についての取組を積極的に推進していく必要があります。



2 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定めるものです。

緑の基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進策について、住民の意見を反映させつつ、公表の手続を経ることを通じて明らかにするものであり、本市においても平成11年2月に、これらの手続きを経て「京都市緑の基本計画」を策定し、目標年次の平成37年（2025年）に向け、具体的な施策をこれまで推進してきました。

3 緑の役割

（1）計画が対象とする緑

都市緑地法第3条第1項に、「緑地」の定義として、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と記されています。

具体的には、都市の緑は、樹木や草花などの植物そのものだけではなく、それらを含む周辺の土地や空間も含みます。

本計画が対象とする「緑」は、この都市緑地法における「緑地」を基本として、公共公益施設の緑だけではなく、民有地の庭や生け垣などを含めた幅広い緑を表し、また植物に被われている土地とともに、植物に被われていない自然的環境の状態にある土地も含めるものとします。



(2) 都市における緑の機能

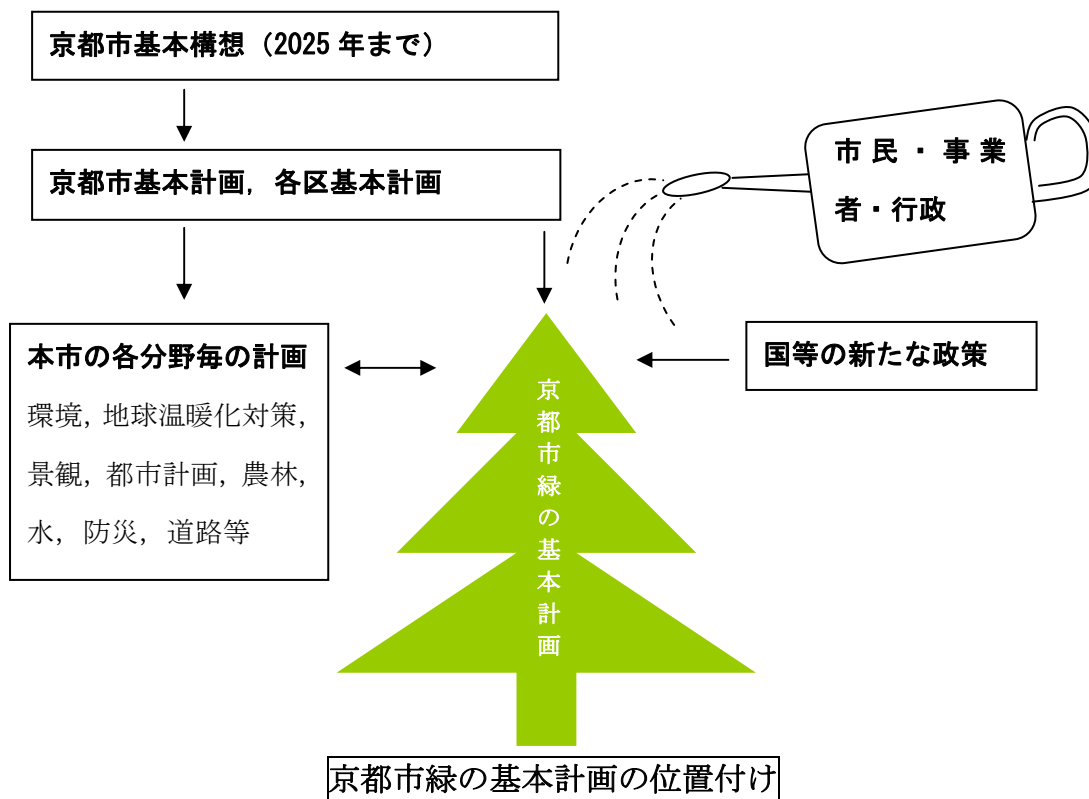
都市における緑の機能については、主に以下の内容が挙げられます。

< 緑の機能 >

緑の機能別区分	機能の内容	効 果
都市環境の維持・改善，生物の生息・生育環境の保全	・CO2 の吸収 ・温度や湿度の緩和作用 ・汚染物質の吸着除去 ・木陰の提供 ・生物の生息・生育空間の確保	・地球温暖化の防止 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・大気の浄化 ・夏場の気温の低減効果 ・生物多様性の保全
健康づくり・レクリエーション・精神的な充足	・散歩やジョギングの場所の提供 ・子どもたちや高齢者に遊びやくつろぎ空間の提供 ・潤いのある緑の提供	・健康の増進 ・コミュニティの形成の促進 ・ストレスや疲れの癒し
都市の防災	・緑地としての空間の提供 ・樹木による防火力の向上 ・雨水浸透面の確保	・避難地や避難経路の確保 ・火災時の延焼の防止 ・都市型洪水の緩和
都市景観の向上	・都市景観の構成 ・街路樹等による風景の統一	・山並みの景観の維持 ・まちの景観の向上 ・都市における季節感の提供

4 計画の位置付け

京都市基本計画や各区基本計画等の上位計画，本市の各分野毎の計画や国等の新たな政策など，緑については，様々な分野で取り上げられています。法定計画である京都市緑の基本計画は，これらの緑の将来像を明らかにし，その実現に向けた取組を展開していくためのもので，様々な計画に位置付けられる緑の取組を包括的に取り込み，今後，本市が展開する緑に関する取組の指針として位置付けます。



5 計画のフレーム

計画対象区域	京都市域 82,790ha		
人口規模	現 況（平成 21 年 4 月 1 日現在推計人口）	1,464,018 人	
	目標年次（平成 37 年）	1,386,488 人※	

※出展：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

6 目標年次

京都市基本構想の期間である 2025 年（平成 37 年）までとします。



第2章

緑の現況と課題

- 1 京都市の緑の概要
 - (1) 都市特性
 - (2) 緑の現況と課題
- 2 京都市緑の基本計画のこれまでの取組と今後の方向性
 - (1) これまでの基本計画の概要
 - (2) 施策の成果
 - (3) 施策の検証と方向性



第2章 緑の現況と課題

1 京都市の緑の概要

(1) 都市特性

① 緑の歴史

本市は、周辺の山々や盆地を流下する河川が生み出した多様な自然の中で、1200年にわたる歴史と伝統を培い、風格と個性に満ちたまちを形作ってきました。

周辺の山々、山すそ及びまちなかの社寺、碁盤目状の街路や鴨川などは、本市の都市の骨格となっており、都市空間の中に、古都の歴史的文化遺産とそれを取り巻く豊かな自然を色濃く残すわが国を代表する都市として、世界の人々を引き付けています。

古都の歴史的環境の代表的な構成要素となる主な緑は、周辺の山々の樹木、神社仏閣の大木、川べりの樹木、市街地に接する農地等であり、近世以降は、公園の樹木や街路樹の緑が重要な位置を占めています。

また、住民が支えてきた伝統行事は、緑との関わりを深く持ち、京野菜など市民生活に密着した産業的な緑も多く、市民生活の中で緑は大きな役割を担い、都市を特徴付けています。

② 緑の特質

本市の緑は、その歴史を踏まえ、位置や形態、資質などから、次のような特質を持つものとして捉えられます。

ア 自然環境としての緑

(近畿圏における広域的な拠点緑地)

本市の市街地を取り巻く山々の緑は、都市化の進行した近畿圏にあって、六甲山系、生駒山系、北摂山系及び和泉山系等の緑地と共に、近畿圏における環状緑地帯を構成しており、広域的にも重要性の高い緑として位置付けられます。



(都市の骨格を形作る緑)

現在の京都のまちや道は、平安京当時から比べると、それぞれの形態や機能は大きく変化しました。

しかし、周辺の山々や基盤目状の街路といった都市の基本的な構造と形態を今もなお残しています。

この都市の基本構造・形態がある限り、京都の京都たる存在価値が保たれ、基盤的緑こそ、京都のアイデンティティの源泉となる最も重要なものです。

(生物の生息・生育地としての緑)

本市には、周辺の山々、盆地地形、そこを流下する大小の河川で構成される多様な自然環境のもとで、様々な生物が生息・生育しています。

特定植物群落など貴重な植生としては、国の天然記念物にも指定されている深泥池における水生植物群落、そして上賀茂神社の森、下鴨神社の^{ただす}糺の森などの社寺林等があります。

また、市街地の近くに自然が残る京都では、身近な山や川、公園が様々な生物の生息・生育地となっており、中には琵琶湖疏水の誕生と共に琵琶湖からやって来た平安神宮神苑のイチモンジタナゴなど、近代化の中で新たに誕生した生態系等も見られ、歴史と空間で織りなされた豊かな自然環境、生物多様性が保たれています。

イ 歴史文化の緑

(歴史的環境としての緑)

京都の緑は、1200年に及ぶ都の歴史の中で、人々の暮らしと相互に影響し合いながら形作られてきたもので、現在では、わが国を象徴する景観として内外に紹介されています。これらの緑は、東山、北山、西山など三方の山々の樹林や、神社仏閣の境内地とその背後の樹林、鴨川べりの並木や高野川との合流部の樹林帯などで構成されています。古都の歴史的環境には、緑が構成する環境と景観が不可欠です。これらの歴史的環境を守るため、山の立地



条件や歴史，文化的要素も踏まえ，山すそ部から稜線，更にはその背後の緑まで，歴史的環境を構成する重要な緑として保全されています。

(近代都市のモニュメンタルな緑)

京都の緑を特徴付けるものに，明治以降，近代都市への歩みを始めた中で蓄積された緑があります。疏水周辺や蹴上浄水場の緑，ケヤキやエンジュの街路樹，古くからある公園や大学構内に残るクスノキやヒマラヤスギの大木です。これらは，京都を単に歴史観光都市に終わらせない，都市の息吹を感じさせるものであり，開発と調和のあり方を探る鍵となっています。

(文化の緑)

都市の緑を守り育てることは，その都市の文化度を推し量る尺度といわれますが，京都には，歴史の波にもまれ，洗練されてきた都市文化の遺産，市民文化の所産といえる緑が数多く残されています。歴史的建造物と一体となった森や林，北山の杉林，町家の前栽・坪庭，日本庭園など，いずれも自然の緑，機能的な緑が昇華されて文化の緑となったものです。

(生活や産業としての緑)

市民が支えてきた祭りや伝統行事とともに，華道や茶道などは緑との関わりを色濃く持っており，聖護院カブなどの京野菜の畑や大枝の柿の果樹園，京たけのこを生産している孟宗畑の管理（土入れ等）など，市民生活に密着した産業的な緑も数多くあります。

(観光客にとっての緑)

京都には，年間5,000万人を超える観光客が訪れており，市民のみならず，国内外の多くの人々に愛され親しまれています。その魅力の根源は，都市の美しさ，風格によるものと考えられており，これらは緑によって演出されています。世界との文化交流を進める京都にとって，市民のみならず，京都を



訪れる人々に感動を与える緑の保全と創出が求められています。

(借景の緑)

遠景の山の緑や御所、^{ただす}糺の森などのまとまりのある緑を、借景などによって市民生活の中に取り込むとともに、大路や河畔からは外縁の緑へのビスタ（見通しの風景）が確保されるなど、自然環境としての「借景の緑」があふれています。

ウ 安心・安全の緑

(ひとを守る緑)

緑は、災害時の避難地・避難路や救援の活動拠点となるばかりでなく、火災の延焼防止に、また、降雨時には雨水を蓄え、表土の流出を抑制し土砂災害の防止に寄与するなど、都市の安全性、防災性を高めるものです。

(ひとを癒す緑)

京都の山々の緑は、健康的で清潔な都市の基盤であり、市街地近くにある自然とのふれあいの場となっているばかりでなく、山々の景観は、市民に安らぎを与えています。一方、まちなかの社寺境内地や公園の緑は、身近に立ち寄れる散策・運動・遊びの場となるなど、市民の心身の健康を育む拠り所となっています。

(2) 緑の現況と課題

① 市街地を囲む山々の緑

市街地を囲む山々の緑は、昭和 30 年代後半まで薪炭材などの林業的利用が図られ森林所有者によって管理されてきましたが、現在、その多くを歴史的風土特別保存地区や自然風景保全地区等の、法的な土地利用規制で確保される地域制緑地の指定によって保全されています。京都が現在もなお、山紫水明の都といわれ、市民や観光客にとって緑に囲まれたまちとして好まれているのは、

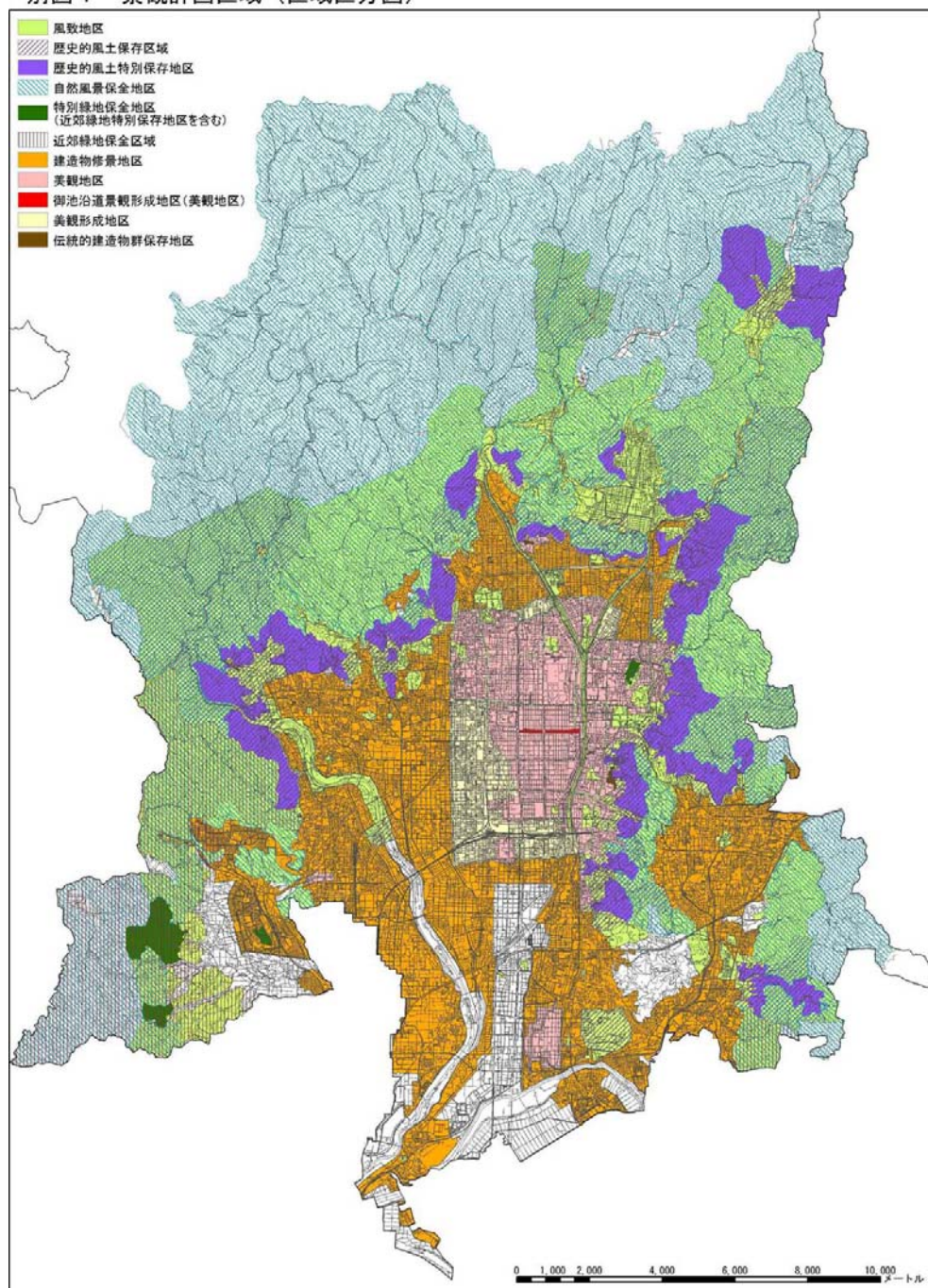


こうした市街地を囲む山々の緑に負うところが大きいのです。

このことは、森林の現状からも明らかであり、森林面積は約 61,000ha で市域のおよそ 4 分の 3 を占めています。

<参考> 地域制緑地等の分布の様子（「京都市景観計画」より）

別図 1 景観計画区域（区域区分図）

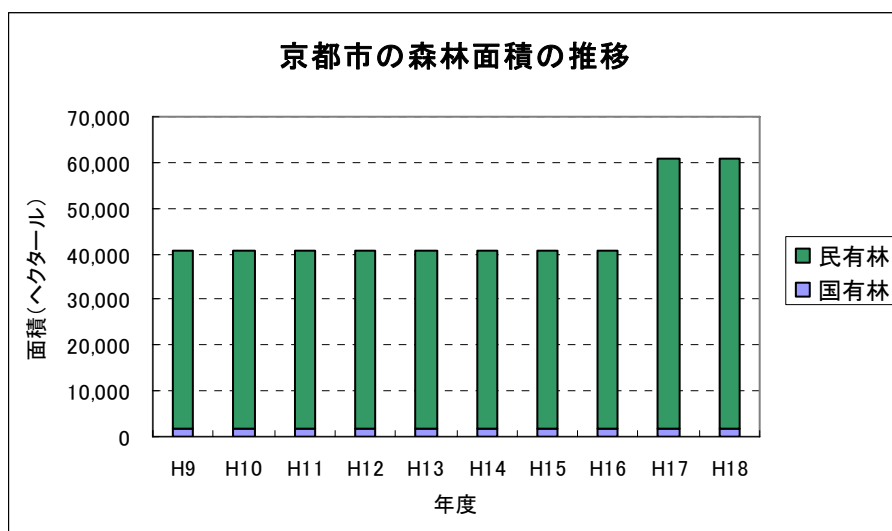




＜参考＞森林の現状

国有林	民有林等						森林面積
	私有林	財産区	府	市	地域森林計画 対象外森林	計	
1,680ha	57,860ha	142ha	210ha	1,046ha	170ha	59,428ha	61,108ha (29,000ha)

＜備考＞ 森林面積のうち 29,000ha は、景観保全区域（歴史的風土特別保存地区及び第 1 種・第 2 種自然風景保全地区）内の森林の面積である。



※平成 17 年度は、旧京北町の編入に伴い、森林面積が大幅に増加

（課題）⇒ 生活様式が変化したことや地域制緑地が広大であることによる維持管理の不十分さ、林業的利活用の減少により、竹林の拡大やツル植物の繁茂、マツノザイセンチュウによるマツ枯れやカシノナガキクイムシによるナラ枯れ、常緑樹林化などが進んでいます。

このまま放置しておくと、緑は保全されたとしても、多様な生物の生息・生育が不可能になったり、紅葉や落葉による季節感が失われるなど、生態系や都市景観の変容が進展することが危惧されます。

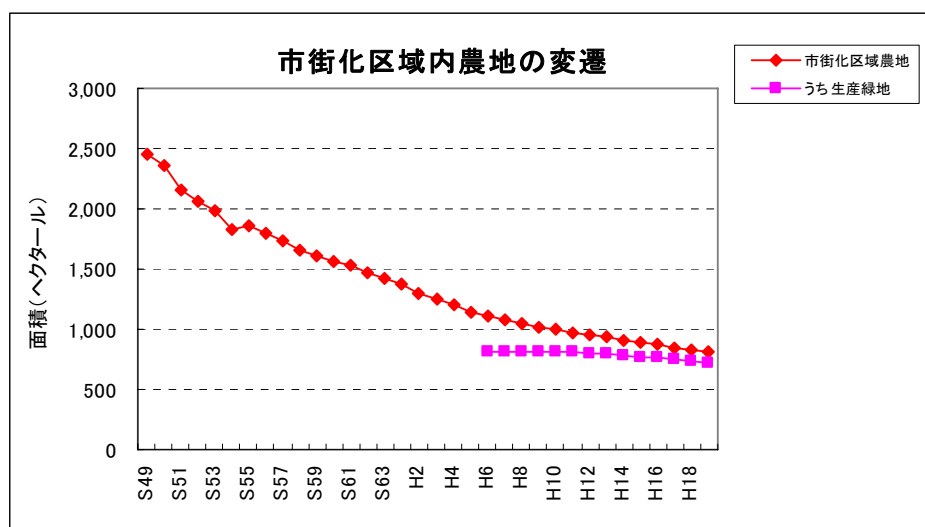


② 市街地の緑

ア 農地

京都の農地は、京野菜などの近郊野菜や米などの生産、供給地として、また、古都の重要な田園景観の構成要素として、特色ある重要な役割を担っています。近年は、農地転用が進み、農地が減少を続けていますが、市街化区域内農地については、生産緑地地区制度の活用などにより、良好な農地の保全に努めています。

(課題) ⇒ 特に市街化区域内の農地は経年的に減少しており、その対策が必要です。



イ 社寺境内地等

京都にとって、社寺境内地等の緑は、その規模、質とも極めて大きな役割を果たしています。また、住宅地の庭などにも優れた緑が保たれています。これらの緑が、京都らしさや地域意識を形成するうえで非常に重要です。

(課題) ⇒ 境内地が駐車場となったり、隣接地への日照や落葉の問題への対応から、市街地における貴重な樹木や樹林が減少しているので、その対策が必要です。

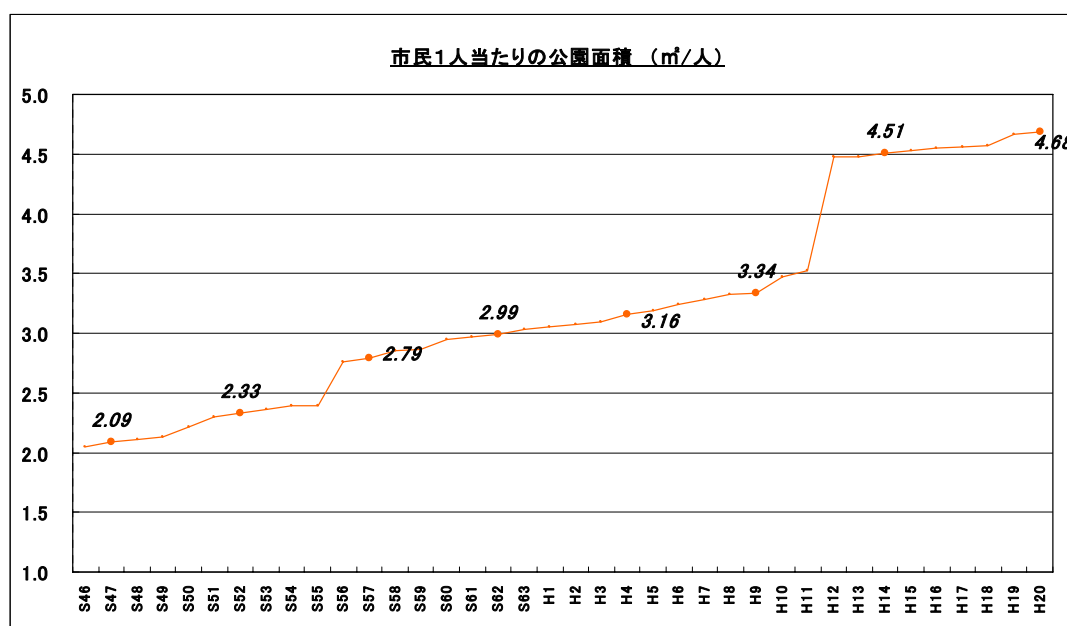


ウ 公園

市内の公園（都市公園及び国民公園）は、平成 20 年度末までで 861 箇所開園しています。

また、その分布の状況は、地域によって偏りがあり、中心市街地の中京区、下京区や、新興市街地の山科区、右京区では、公園面積が不足しています。

これは、中心市街地においては、戦災復興区画整理事業が行われなかったことや、比較的歴史的まちなみを多く残していることによるものであり、新興市街地においては、小規模な開発が進んだために、一定数の公園は存在するものの、いずれも小規模で、かつ偏在していることによるものです。



※ 平成 20 年度末現在の 1 人当たりの公園面積は 4.68 m^2 となっており、平成 11 年の緑の基本計画の策定から約 1.3 m^2 面積が増えています。

なお、平成 12 年度に面積が増加しているのは、大原野森林公園（面積 134ha）の整備が行われたことによるものです。



(課題) ⇒ 中心市街地や周辺の新興市街地においては、市民に身近な公園を確保し、公園の不足地域を解消することが求められています。

また、既に開園している公園の中には、時代のニーズや地域の社会的状況に合わなくなった公園もあり、市民が利用しやすいように整備し直す必要があります。

エ 道路、河川等

街路樹や川沿いの並木は、都市の景観を形作るうえで重要な緑です。本市は近代都市化の過程で、早くから街路樹の導入を図り、ケヤキやエンジュの並木などに見られるように、京都を代表する道路の緑があります。

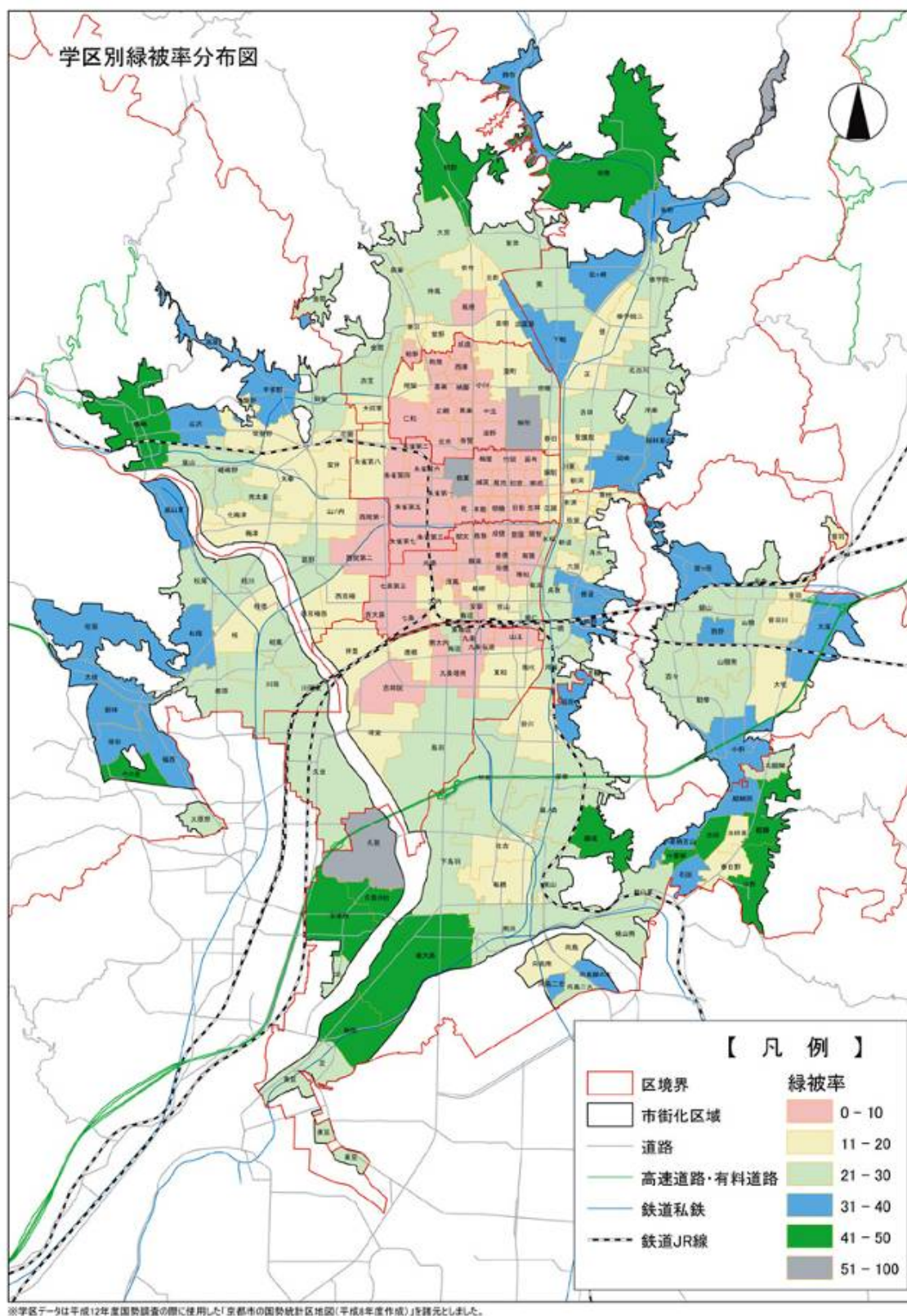
近年は、都市景観の向上やまちなかの休息の場の確保のため、道路への植栽や季節感あふれる低花木の歩道への植栽などを積極的に進めています。

また、本市には、大きな鴨川、桂川、宇治川の三川のほかに、小河川、疏水、水路等が縦横に流れ、水辺には樹木が大きく育ち、水と緑が市民に潤いと安らぎを与えています。近年では、環境、レクリエーション、防災等の側面から、親水化や水辺の再生などの整備を進めています。

(課題) ⇒ 市街地において、農地や社寺などの緑の減少への対策に努めるとともに、道路、河川その他の公共公益施設や工場、住宅等の私有地の緑化を一層推進することが重要です。



<参考>学区別緑被分布図（平成17年度緑被率調査結果実績）





③ 緑のネットワーク化

本市では、周辺の山々、三川、丘陵の緑を骨格として、まちなかに道路や小河川の線の緑、農地の面の緑、社寺境内地、公園、公共公益施設、民有地の緑が点在しています。

(課題) ⇒ 緑は、それぞれが独立して存在するよりも、互いにつながっている方が、効果をより強く発揮することができることから、緑のネットワークを形成することが重要となります。

個人の庭、公園、社寺林などの様々な規模や形態の点の緑を、道路や河川の軸で有機的につなぐことにより、防災避難路を確保、形成するとともに、野鳥や昆虫等の小動物の生息空間をつなぎ、豊かな都市の生態系を創り出す必要があります。



2 京都市緑の基本計画のこれまでの取組と今後の方向性

(1) これまでの基本計画の概要

京都市では、平成11年2月に策定した「京都市緑の基本計画」に基づき、この10年間で様々な施策を展開してきました。その概要については、以下のとおりです。

基本理念

緑が持つたくさんの役割と本市の特質を考え合わせて、次のことを計画の基本理念としています。

- 京都らしい緑の文化を守り、育て、発展させ、古くて新しい緑のまちをつくる。
- 自然と共生しながら環境にやさしい緑のまちをつくる。
- 災害に強い安全で安心できる緑のまちをつくる。

「まもろう きょうのみどり つくろう あすのみどり」

目 標

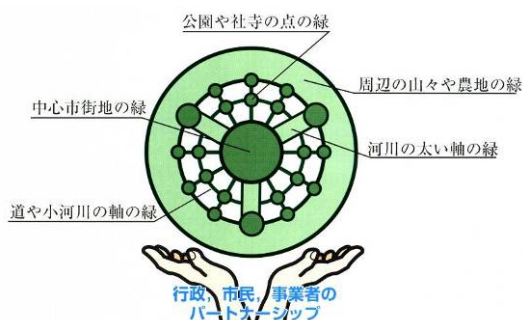
◎将来像：緑の御所車（緑のネットワークを御所車に見立てる）

◎目標年次：2025年（平成37年）

- ◎緑の目標
- | | |
|---------|------------------|
| 周辺の山々の緑 | → 量、質ともに現状を保全し活用 |
| 市街地の緑 | → 緑被率：33%へ |
| | 市民1人当たり公園面積：10㎡へ |

緑被率：区域に占める緑被地の割合。緑被地は、林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地又は、緑で被覆されていないとも自然的環境の状態にある土地（裸地）。

将来像の模式図－緑の御所車



○市街地周辺部の山々や農地の緑と市街地中心部の緑が、貫流する河川の太い軸の緑で、骨格のネットワークを形成

○市街地に散らばる公園、社寺等の点の緑が、道や小河川等の緑の線できめ細やかなネットワークを形成



基本方針1 「緑の保全と活用」－歴史、文化、環境を守る－

※施策の実施時期（平成11年（1999年）策定後） 前期：今後5年以内に実施，後期：概ね10年以内には実施

※役割分担の略称

行：行政，市：市民，事：事業者

◎：主たる役割を担うもの，○：何らかの役割を担うもの

基本施策		施策 番号	主要な具体策	実施時期 継続の別	役割分担		
					行	市	事
①市街地を囲む周辺の山々の 緑の保全と活用		1	地域制緑地の良好な管理保全の実施を強化する。	継続充実	◎	○	○
		2	地域制緑地内に遊歩道を設置するなど，市民の利活用を通じて保全を図ることを推進する。	後 期	◎	○	
		3	地域制緑地内の買収区域で公園的整備を行い，市民が気軽に緑に親しめるように努める。	継続充実	◎		
		4	健全で有用な森林を育成するとともに，森林所有者などと連携し都市近郊林として，機能の増進を図る。	後 期	◎	◎	
		5	多様な里山の緑を地域特性に応じ，保全・再生することを推進する。	後 期	◎	◎	
		6	周辺の山々を守るボランティア（里山ボランティア）の育成事業を創設し，守り活用する運動を展開する。	後 期	◎	◎	
②市街地の緑 の保全と活用	ア 農地の 保全と活用	7	市民農園や分区分園としての整備を含めて，生産緑地地区制度の活用を推進する。	継続充実	◎	◎	◎
	イ 社寺境 内地等の緑 の保全	8	保存樹木・保存樹林の指定を推進する。	前 期	◎	○	○
		9	社寺境内の樹木などは文化財環境保全地区などの指定を行い積極的に保全を図る。	継続充実	◎		○
	ウ 緑の文 化の継承	10	民間に残る価値ある庭園を史跡や名勝として指定を進める。	継続充実	◎		○
		11	国際伝統庭園研究センターを設立する。	後 期	◎	○	◎
		12	優れた自然を天然記念物として指定を進める。	継続充実	◎	○	○
		13	花き振興のため市民フェアなどの啓発活動を幅広く展開する。	継続充実	◎	◎	○



基本方針2「新しい緑の創出」《緑のネットワークの形成》－歴史、文化、環境を守る－

基本施策		施策 番号	主要な具体策	実施時期 継続の別	役割分担		
					行	市	事
①公園等の整備	ア 身近な公園等のきめ細かな整備	14	街区公園など身近な公園の整備を促進する。	継続充実	◎		
		15	安心なまちづくりに資する公園などを整備する。	継続充実	◎		
		16	学校跡地を活用する中で、公園やオープンスペースの確保を図る。	継続充実	◎		
		17	公開緑地、市民緑地などの借地型の公園などを整備する。	後 期	◎	○	○
		18	ワークショップ方式などによる市民参加型の公園づくりを推進する。	継続充実	◎	◎	
	イ 未整備公園の整備	19	未整備公園を重点的に整備する。	継続充実	◎		
	ウ 公園の再整備及び維持管理	20	少子高齢社会や住民ニーズの多様化に対応した公園を再整備する。	継続充実	◎		
		21	住民の参加により、地区のシンボルとなる公園を再整備する。	継続充実	◎	◎	
		22	公園の維持管理の充実を図る。	継続充実	◎	◎	
	エ 特色ある公園等の整備	23	健康をはぐくむスポーツ拠点となる公園を整備する。	継続充実	◎		
		24	生態系に配慮し、子どもの遊びや自然環境とのふれあいの公園を整備する。	継続充実	◎		
		25	自然環境を生かし地域振興に寄与する公園を整備する。	継続充実	◎		
		26	都市緑化植物園を設置する。	後 期	◎		○
②公共公益施設の緑化	ア 道路の緑の整備	27	緑あふれるシンボルロードを整備する。	継続充実	◎	○	○
		28	交通の安全に配慮した人と人がふれあえる緑豊かなコミュニティ道路を整備する。	継続充実	◎		
		29	新しく設置する道路に積極的に植栽する。	継続充実	◎		
		30	地域の顔となる駅前広場に特色ある植栽を行う。	継続充実	◎		
		31	交差点や橋のたもとなどに、市民がくつろぎ景観づくりにも役立つポケット広場の整備を推進する。	継続充実	◎		
		32	季節感があり市民が親しめる街路樹のボリュームアップを図る。	継続充実	◎		
		33	街路樹の生育条件の整備や育成管理の充実を図る。	継続充実	◎		
	イ 水辺の緑の整備	34	散策路と共に防災避難路にもなる市街地内の河川沿いの緑道を整備する。	後 期	◎		
		35	水辺に固有な自然環境や生態系に配慮し、自然復元を行うとともに、水とふれあい、生き物と親しめる河川や池沼を整備する。	後 期	◎		
		36	多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する。	継続充実	◎		
	ウ その他の公共公益施設	37	公共公益施設の敷地を30%以上緑化する。	後 期	◎		
		38	様々な学校緑化を展開する。	継続充実	◎		



基本方針3 「市民・事業者とのパートナーシップによる緑化の推進」

基本施策	施策番号	主要な具体策	実施時期	役割分担		
			継続の別	行	市	事
①工場、民有地緑化等の推進	39	工場、商店街、住宅地において、積極的な緑化を推進する。	継続充実	○	○	◎
②緑化推進啓発活動の展開	40	緑地協定、緑化推進協定の締結を推進する。	前期	◎	○	○
	41	普及啓発パンフレットやガイドブック、緑化マニュアルを発行する。	継続充実	◎		
	42	区の花と木を制定する。	前期	◎	◎	
	43	公園などに市民の手による花壇の設置を推進する。	継続充実	◎	◎	
	44	大人も子どもも参加できる自然環境や緑に関する研修会や、市民講座を開設する。	後期	◎		
	45	姉妹都市間で緑の技術や文化の交流を図る。	後期	◎	○	○
③緑化助成、顕彰制度	46	住宅地や駐車場における生け垣などの緑化に係る助成制度を創設する。	後期	◎		
	47	緑化功労者やまちかど緑化コンクール入賞者などへの表彰制度を創設する。	後期	◎		
④緑のまちづくりを進める組織体制の整備	48	官民一体の緑化推進に係る協議会を設立する。	前期	◎	◎	◎
	49	(財)京都市景観・まちづくりセンターと連携した都市緑化を推進する。	継続充実	◎	○	○
	50	都市緑化基金を大幅に拡充する。	前期	◎	◎	◎
(5)人材の育成	51	森の緑のボランティアリーダーを育成する。	前期	◎	◎	○
	52	まちの緑のボランティアリーダーを育成する。	後期	◎	◎	○



(2) 施策の成果

① 市街地を囲む周辺の山々の緑の保全と活用

(地域制緑地に係る取組)

これまでに、都市緑地法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）、京都市自然風景保全条例、京都市風致地区条例等の各種法令に基づいて地域制緑地の地区指定により行為規制を行い、特に古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区及び都市緑地法に基づく特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）については、建築物の新築等を厳しく規制していることから、現状変更行為が原則不許可になり、土地の利用に著しい支障を来たす場合には、申し出に基づき土地の買入れを行ってきました。

買入地については、森林保全対策としての枯木の伐採、除草、地元の竹を使用した立ち入り防止柵の設置などの維持管理作業を行ってきました。

また、多くの市民や観光客が「歴史的風土」に触れられるよう、古都保存法に基づき指定された小倉山歴史的風土特別保存地区等において、公園施設の整備を行っています。

<地域制緑地の指定面積の変遷（単位：ha）>

種別	昭和 5 年	昭和 42 年	昭和 44 年	昭和 56 年	平成 8 年	平成 19 年
歴史的風土特別保存地区	—	1,337	1,437	1,474	2,861	2,861
近郊緑地特別保全地区	—	—	—	—	212	212
特別緑地保全地区	—	—	—	12	26	26
自然風景保全地区	—	—	—	—	25,780	25,780
風致地区	3,386	11,696	14,411	14,336	17,831	17,938



(森林の保全・再生に係る取組)

これまでに、景観形成に重要な市街地周辺林の松くい虫被害拡大防止等のため、薬剤散布や被害木の伐採による防除事業に取り組み、周辺林の機能維持に努めてきました。

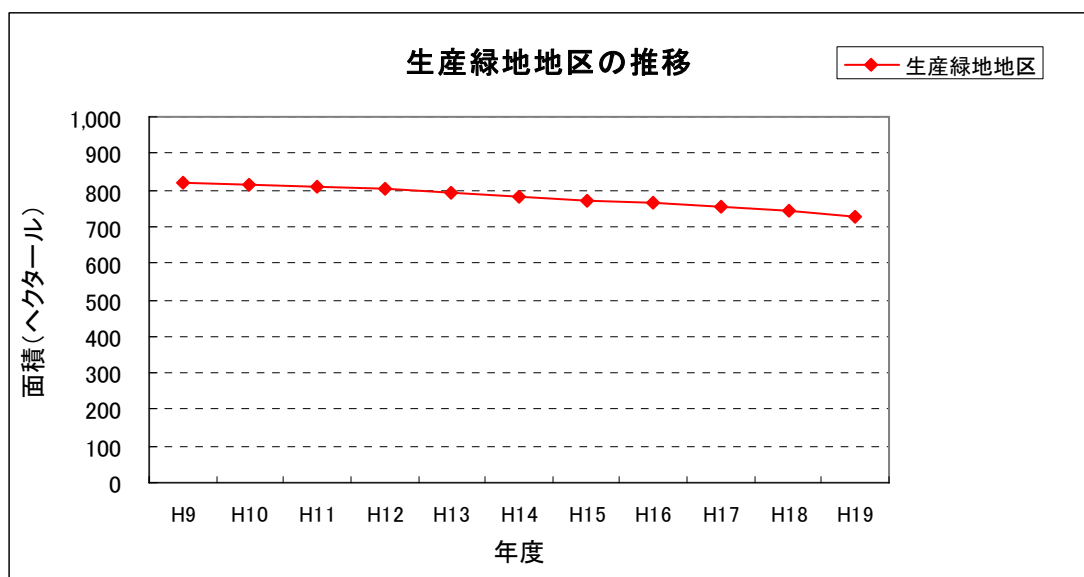
また、森林の多面的機能の維持増進を目的として、「^{きずな}絆の里山整備事業」により、森林整備を実施し、環境保全型の里山づくりの推進を図ってきました。

平成19年度には、東山風景林（国有林）を対象に市民参画による森づくりを行うことを目的とした「京都伝統文化の森推進協議会」が設立され、森づくりの推進活動が始まりました。

② 市街地の緑の保全と活用

(農地の保全と活用)

これまでに、市街化区域内の農地の保全を図る措置として、生産緑地地区の指定を進めてきました。





(社寺境内地等の緑の保全)

これまでに、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、市街地内にあって、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団で、規模・樹容等が一定の基準に適合しているものを保存樹として指定し、平成 13 年度から平成 17 年度までの間に、計 41 件の指定（うち 2 件は枯損により指定を解除）を行い、巡回調査や助成事業等により樹木の維持管理に努めてきました。また、標識の設置やパンフレットの発行により、市民への周知も合わせて行ってきました。

更に、文化財については、「京都市文化財保護条例」に基づき、文化財（有形文化財や記念物）の周辺の歴史的環境を保全する目的で文化財環境保全地区を京都市として指定を行い、これまでに平成 21 年 4 月 1 日現在で、9 件の地区指定を行ってきました。

ただし、文化財環境保全地区内においては、建築物の新築、増築、改築や木竹の伐採等の一定の行為について、制限が生じるため、社寺境内地等の緑の保全策として重要ではあるものの、性格上必ずしも緑地を保護する目的で指定するものではなく、対象地域としては限定されます。

(緑の文化の継承に係る取組)

同じ文化財として、名勝については、民間の庭園等も含めて、風致景観の優秀なものや名所として価値の高いものを指定・登録してきました。また、天然記念物については、学術的に貴重で自然を記念するものを指定・登録してきました。これまでに、京都市指定・登録件数として、平成 21 年 4 月 1 日現在で、史跡 26 件、名勝 30 件、天然記念物（植物）33 件の指定を行ってきました。

市民への周知活動としては、花と緑を育てる運動の一環として、花の生産、流通、消費拡大を図ることを目的とした「花と緑の市民フェア（毎年 5 月）」の開催や、春の「みどりの月間」や秋の「都市緑化月間」の一環として、植物を育てる喜びや楽しさを実感できる機会を提供する「梅小路公園グリーン



フェア」等を開催してきました。

③ 公園等の整備

(身近な公園等のきめ細かな整備，未整備公園の整備推進)

市民の身近なレクリエーションの場の確保や，安心・安全なまちづくりを進める観点から，歩いて行ける範囲に公園を確保するため，街区公園をはじめとした公園の整備を進めてきました。

特に，市街地中心部では，公園用地を確保することが困難なため，これまでは小学校の統廃合で生じた学校跡地の活用を中心として，公園の整備を，原則として住民参加（ワークショップ方式）により進めてきました。

(公園の再整備及び維持管理)

戦後の市街地整備による公園や昭和 40 年代の開発行為による公園など，整備後長期間が経過した公園の中には，公園施設も古くなり，確保すべき公園機能が周辺住民のニーズに合わなくなってきたものなど，利用しづらい公園があります。このため，住民参加により，地区のシンボルとなる公園の再整備を毎年 1 ～ 2 箇所実施してきました。

(特色ある公園等の整備)

これまでに，運動公園としては，西京極総合運動公園や，伏見桃山城運動公園の整備などを行ってきました。

また，生態系に配慮し，子どもの遊びや自然とのふれあいの公園として，そして，自然環境を生かした公園として，宝が池公園や大原野森林公園などの整備を行ってきました。



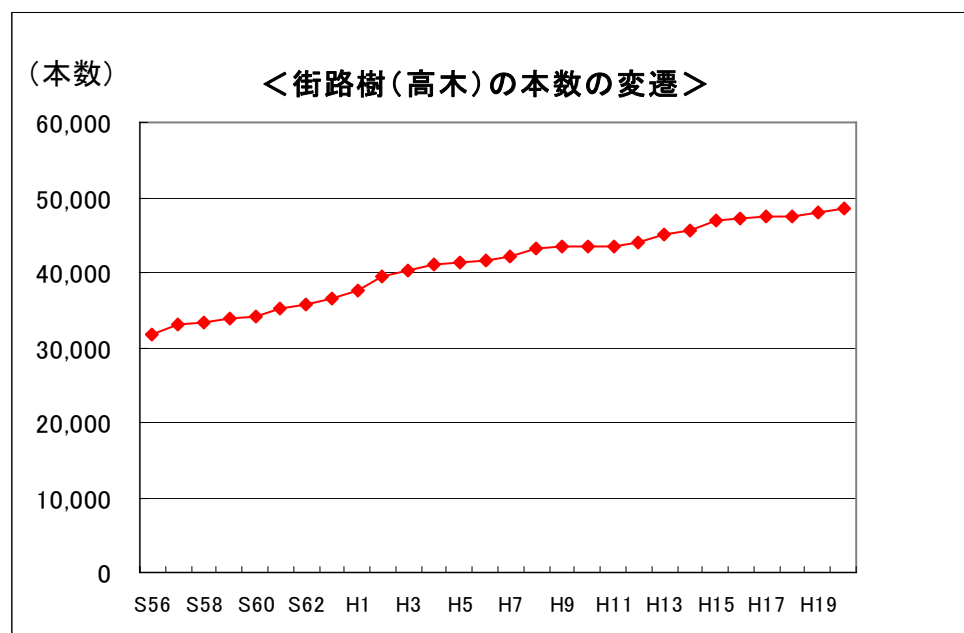
④ 公共公益施設の緑化

(道路の緑の整備)

街路樹は、まちの顔としても大切な役割を担っています。京都の顔となるシンボルロードとして整備された御池通については、平成15年6月に街路事業が完了した時点で、整備前の212本から最終的には270本のケヤキ並木として再整備しました。

また、歩行者等の通行が優先される通過交通を規制し、歩行者の安全を確保するためのコミュニティ道路の整備を行い、それに併せて植栽も行ってきました。

新設道路については、主に都市計画道路の整備に際し、歩道及び中央分離帯等で可能な範囲において、街路樹の植栽を推進し、道路及び周辺的环境保全に努めてきました。



この他、駅前広場や交差点などにも、市民がくつろげ、まちの景観づくりにも寄与するポケット広場等の植栽整備を行ってきました。

また、維持管理については、年々市民からの要望も増えている中、樹木の剪定作業や害虫駆除を実施しています。



(水辺の緑の整備)

これまでに、河川沿いの緑道の一つとして、昭和 20 年～30 年代の都市下水路整備に伴い、水源が断たれた堀川に導水し、せせらぎを復活させるとともに、水辺空間及び防災面に配慮した整備を行いました。

また、自然環境や生態系に配慮した河川整備については、平成 9 年の河川法の改正により、生物の多様性や地域特性に配慮した「多自然川づくり」が積極的に進められるようになり、本市では、伏見区の七瀬川において、二層式河川構造を取り入れ、下部を治水対策、上部を木々や草花を植栽した親水空間として整備をするなどの取組を進めてきました。

河川敷公園については、桂川河川敷において、安全な親水空間、スポーツなど自由に利用できる多様なレクリエーション空間を創出するとともに、災害時の物資集積拠点等としても活用できるように順次整備をしてきました。

(その他公共公益施設の緑化)

公共公益施設の緑化については、これまでに公共建築の建設事業、クリーンセンターの新設・改築、上下水道局の各水環境保全センターやポンプ場等で緑化の取組を行ってきました。中でも近年は、建築物の屋上における緑化の取組を推進しており、これまでに、約 1 ha の屋上緑化を創出してきました。

公共公益施設の中では、特に学校における緑化の取組が盛んに進められ、学校敷地内に自然生態系を復元・創造する「学校ビオトープ事業」、学校のブロック塀等を「緑の生け垣」や「花の庭園」に整備する「花と緑のグリーンベルト事業」、CO₂ の削減や室内温度の上昇の抑制を図ることなどを目的とした「緑のカーテン推進事業」、運動意欲の向上等とともに地表温度の低下等の環境面の寄与も期待される「校庭芝生化」などの事業を積極的に推進してきました。



⑤ 工場，民有地緑化等の推進

工場，商店街，住宅地に代表される民有地の緑化については，工場・事業所，学校，公益施設等において，「緑化指導指針」に基づき指導を行うなど，基本的に行政指導により緑化の推進を行ってきましたが，平成 19 年度からは，京都府地球温暖化対策条例に基づき，特定緑化地域（本市では，緑化重点地区）において敷地面積 1,000 m²以上の新築又は改築を行う場合に，緑化が義務付けられることとなりました。

また，京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例，京都市市街地景観整備条例，建築基準法に基づく「総合設計制度」等により，民有地の緑化を推進しています。

更に，一定規模の緑化をすることにより税の軽減措置が受けられる，都市緑地法に基づく「緑化施設整備計画認定制度」の運用など，民有地緑化を誘導する各種取組をこれまでに行ってきました。

⑥ 緑化推進啓発活動の展開

これまでに，普及啓発の一環として，（財）京都市都市緑化協会において広報誌「京のみどり」を年 4 回発行し，また，普及啓発グッズとして，区民ふれあいまつりや各種イベントにおいて，パンフレットや草花の種子・球根等を配布してきました。

区の木を選定については，平成 11 年度，12 年度に，地域で有名な木や歴史のある木などの次世代に伝えていきたい木を，各区別に選定委員会を開催して選定する「区民の誇りの木」選定事業を実施し，市内で 872 件の区民の誇りの木を選定しました。

花壇の設置については，これまでに公園やちびっこひろばにおける花壇の設置をはじめ，各区役所においても，中京区のまちなか緑化推進事業や山科区のフラワーロード推進事業など，各種取組を推進してきました。

また，植樹活動として，山科区において，区民の出生，結婚，入学，卒業や企業の創立記念等に，植樹への協力を呼びかける「花の回廊募金」を募り，



年に1回植樹式を開催してきました。

自然環境や緑に関する研修会や市民講座については、これまでに、区民ふれあい事業や「梅小路公園グリーンフェア」、「花と緑の市民フェア」など各種イベントにおいて緑に関する講習会や自然観察会などを実施してきました。また、(財)京都市都市緑化協会では、年間を通じて園芸講習会や自然観察会、緑の相談窓口業務等を行っています。

緑の技術や文化交流として、平成15年度にモンテリオールで、「世界の神話と伝説」をテーマに「造形園芸の国際博覧会」が開催され、京都市においても出展作品のデザインを市民公募で決定のうえ出展しました。また、国内においては、昭和58年から、緑豊かな潤いある都市づくりを推進することを目的として、全国持ち回りで毎年開催している「全国都市緑化フェア」において、本市からも自治体出展花壇としてほぼ毎年出展を行っています。

⑦ 緑化助成，顕彰制度

緑化助成制度については、平成11年度から平成19年度までの間で、生け垣緑化助成128件(1,715m)、建築物緑化助成として、屋上緑化助成16件(483㎡)、壁面緑化助成1件(15m)に対して助成を行いました。

平成20年度からは、特に緑が少なく、緑化余地の少ない市街地中心部の緑化を推進していくため、道路に面する敷地や駐車場の緑化を新たな助成対象とし、これまでの緑化助成も統合して、「京のまちなか緑化助成事業」として事業を拡充して実施しています。

平成15年度から毎年10月の「都市緑化月間」に、京都市の都市緑化に功績があったと認められる個人・民間団体を表彰する「京都市都市緑化推進功労者表彰」を実施しており、これまでに、計23件(団体15件、個人8件)に対して表彰を行いました。平成18年度からは公募による自薦、他薦により実施しています。

また、「京都まちとみどり写真コンクール」を昭和60年から行っており、京都市は京都府とともに共催として参画し、これまでに25回のコンクール



を開催してきました。

⑧ 緑のまちづくりを進める組織体制の整備

官民一体の緑化推進に係る協議会として、本市における緑化推進に関する事項について協議する機関として、平成 13 年度に学識経験者、市民、事業者から構成される「京都市都市緑化推進協議会」を設立し、これまでに計 22 回の協議会（平成 20 年度末まで）を開催して、様々な取組について活発な議論をいただいています。

⑨ 人材の育成

まちのボランティアリーダー育成の一環として、市民花壇等の地域活動に参加協力いただいている方を対象に、花を植える技術や維持管理に関する技術的講習会を、平成 17 年度、平成 18 年度に実施し、リーダー育成の手がかりとなる取組を実施してきました。

平成 18 年度には、「街路樹里親制度」を創設し、市民による街路樹周辺の美化、緑化活動が進められており、落ち葉のリサイクルにも取り組んでいます。

また、(財)京都市都市緑化協会において、平成 18 年度から花壇づくり講習会を行うなど、新たに地域の緑化を担う人材の育成を図ってきました。



(3) 施策の検証と方向性

① これまでの施策の検証と方向性

これまでに、緑の基本計画に掲げられている3つの基本方針（「緑の保全と活用」、「新しい緑の創出」、「市民・事業者とのパートナーシップによる緑化の推進」）及び9つの基本施策に基づき、52の主要な具体策を進めていくこととし、本市では、このうち、45の具体策に着手し、推進してきました。

また、52の具体策について、「施策の成果」や、社会状況の変化等を踏まえて検証し、今後の方向性を以下のとおり4つの分類により評価しました。

施策の方向性	記号
施策は完了したが、新たな方向性で施策を推進	◎
施策を現状の内容で推進	○
施策の内容を変更して推進	△
廃止（施策需要が今後見込めないもの）	×

評価の結果は、以下のとおりです。

- ・ 施策は完了したが、新たな方向性で施策を推進すべきもの … 4 施策
- ・ 施策を現状の内容で推進すべきもの … 4 2 施策
- ・ 施策の内容を変更して推進すべきもの … 5 施策
- ・ 廃止すべきもの（施策需要が今後見込めないもの） … 1 施策

※詳細は、P75 の参考資料を参照

② 新たな施策の立案と施策の再編

これまでの施策について、今後の方向性を示しましたが、現在の社会動向を踏まえ、新たな施策を立案するとともに、これまでの施策の再編を行います。

特に、緑化推進施策については、都市緑地法の制定に伴い、緑化の推進に係る施策の整備が大幅に進められてきたことにより、これまで取り組んできた緑化の規制・誘導を強化することができる状況にあります。



第3章

計画の目標

- 1 基本理念
- 2 緑の将来像
- 3 基本方針
- 4 緑化の目標
- 5 公園整備の目標



第3章 計画の目標

1 基本理念

古くから我が国の中心地として発展してきた京都市は、北・東・西の三方が山に囲まれた盆地で、その中を鴨川や桂川、宇治川の三川が流下しており、これらが本市の都市としての骨格を形成しているとともに、吉田山、船岡山、双ヶ岡の三丘に代表される丘陵の緑は、都市の景観をより変化に富んだものにしています。

市街地を囲む周辺の山々は、六甲山系や生駒山系、北摂山系、和泉山系とともに近畿圏における環状緑地帯を構成するものとして、広域的に見ても重要性の高い緑といえます。

また、市域を貫く三川は、すべての命の源として、人々の暮らしを支え、生物の多様性を確保してきました。このように河川も緑と同様に、人との関わりの中で、重要な役割を担ってきました。

(地球環境、都市環境の視点から)

地球規模での環境問題が深刻化している中、平成9年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、温室効果ガスの削減を定めた「京都議定書」が採択され、地球と人類の未来にとって歴史的な一歩が踏み出されました。そして、平成17年2月には京都議定書が正式に発効しました。本市は、議定書誕生の地として、地球温暖化対策に資する先導的な取組を行ってきました。

更に本市は、平成21年1月に「環境モデル都市」に選定され、温室効果ガス排出量を1990年レベルから、2030年までに40%削減、2050年までに60%削減という高い目標を掲げつつ、長期的には温室効果ガスを「削減する」のではなく「排出しない」という基本姿勢のもと、低炭素社会の構築に向けた積極的な取組を進めています。また、こうした取組に加えて、循環型社会の構築、自然共生社会の創出を通じて、持続可能な社会づくりの実現を目指しています。緑はこうした都市環境やまちづくりにおいて、必要不可欠な社会資本あるいは環境インフラと捉えることができ、今まで以上に重要な役割を果たすことになります。

緑には、CO₂吸収効果があり、地球温暖化防止の一助をなすとともに、都市環



境においては、温度や湿度の緩和効果、ヒートアイランド現象の緩和、緑の適切な配置により郊外から清涼な風を都市に送り込む「風の道」の形成等の効果があります。また、豊かな緑は、人々の快適な都市生活に資するだけでなく、様々な動植物の安心できる生息・生育場所の確保にもつながり、身近な自然とのふれあいを通じて、更に潤いと豊かさをもたらしてくれます。

我々は、失いつつある自然との共生関係を保ち、環境にやさしい緑豊かなまちをつくりあげることに取り組む必要があります。

(文化の視点から)

本市の緑の多くは、先人たちとの長い関わりの歴史の中で生み出され、質の高い表情を見せてくれます。

古都京都の歴史的景観の礎となっている周囲の山々の緑、伝統的技術の蓄積が生み出す日本庭園の緑、市民の生活に溶け込んだ坪庭の緑、人々の信仰と一体となり心のよりどころとなってきた神社仏閣の緑など、これらの緑は京都ならではの文化を形成し、本市を個性あるものとしてきました。本市はまさに都市全体を大きな庭園と捉えることができ、これらの緑は、京都市民だけでなく、国内外の多くの観光客を惹き付けています。

私たちには、日本を代表する京都の歴史的景観や価値あるこれらの緑の文化を、更に未来へと光輝させる責務があります。

(安心・安全の視点から)

平成7年1月17日未明の阪神・淡路大震災は、阪神大都市圏と淡路島の北部に大きな爪痕を残し、近代都市の脆弱性と人の命の尊さを再認識させました。

その一方で、緑が様々な役割を果たすことも明らかになりました。緑豊かな山林は土砂崩れ等の崩壊を免れ、街路樹や個人の庭の木が建物の倒壊を防ぎ、火災の延焼を防ぐ効果も認められました。被災地の公園や学校のグラウンドは、地震直後に余震を避ける避難地となった他、避難生活の場所や救援活動の拠点として利用されました。そして火災で受けた損傷にも負けず春に芽吹いた木々の若葉や



草花は、被災者を元気付け、明日に生きる力の源となり、改めて緑が、安心・安全なまちづくりに欠かすことができない、かけがえのない存在であることが確認されました。

古都京都は、空襲などの戦禍をほとんど受けていないことから、古い木造家屋や狭い道路も多く、災害に弱い都市です。災害に強い安心・安全なまちづくりが何よりも求められます。

また、近年、京都市においても市街化区域の拡大に伴う道路舗装などの都市化により、地中に浸透する雨水の量が激減しています。このことは、ゲリラ豪雨の発生が増加や都市型洪水による被害の頻発につながっています。

しかし、市街地に保水・遊水機能を持つ緑を増やすことにより、少しでもこれらの災害を低減させることは可能なのです。つまり、河川と下水道の整備に加え、市街地に緑を創出していくことが安心・安全なまちづくりにつながるのです。

以上の3つの視点を踏まえて、以下のことを計画の基本理念とします。

基本理念

地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる

歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ「歴史と伝統のまち」をまもる

緑の優しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる

2 緑の将来像

基本理念に掲げる緑のまちづくりを実現するためには、行政が率先して緑化を推進することはもちろんのこと、特に、市域の大きな面積を占める民有地の緑化を進めることが重要です。

市民は、家庭や団地の緑化に主体的に取り組むことが重要であり、事業者は、事業所や工場などの敷地の緑化に努める必要があり、行政は、公共公益施設の緑化の推進と併せて、市民や事業者に対して緑化意欲の向上や後押し役として



助成措置を講ずるなど、技術的、財政的に支援していくことが求められます。また、支援制度だけでなく、時には緑化の義務化等の、市民や事業者の負担を伴う取組も必要となります。

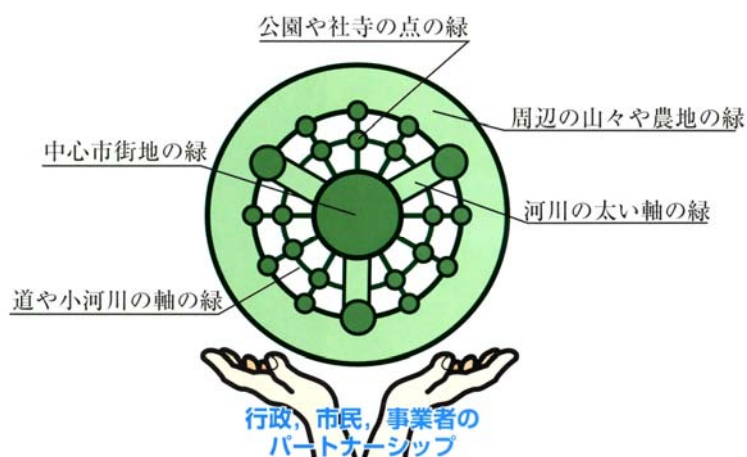
そして、緑の質と量を確保し、豊かさを実感できる生活環境の形成を図るためには、公園、河川、道路等の公共公益施設の緑と住宅の庭、社寺境内地、個人や企業の屋上緑化等の民有地の緑が有機的なつながりを持ち、一体的に保全・整備されることが重要です。

本市の緑のあるべき姿は、市街地周辺部の山々や農地の緑と中心市街地の緑が、市内を貫流する河川の太い軸の緑で、骨格としての緑のネットワークを形成するとともに、更に、市街地に散らばる公園、社寺等の点の緑が、道や小河川等の線の緑できめ細やかなネットワークを形成することです。

模式的に図を描けば、以下のように示すことができ、これは、京都をイメージする御所車に見立てることができます。

この「緑の御所車」を行政、市民、事業者が一体となって支え、動かしていく姿が「緑の将来像」であり、基本理念を実現していくこととなります。

将来像の模式図 ー緑の御所車ー





3 基本方針

本市の緑のあるべき姿を実現するためには、周辺の山々や山すその緑を保全するとともに、市街地の緑を保全・創出し、これらの緑をつなぐことが重要であることから、基本方針を以下のとおり定めます。

- ① 周辺の山々と山すその緑の保全，マネジメント
～地球温暖化対策を推進し，京都の歴史的景観を守り，育てる～
- ② 市街地の緑の保全，創出，活用
～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～
- ③ 水と緑のネットワークづくり
～生態系ネットワーク，風の道を創出する～
- ④ 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり
～京都力を結集し，かけがえのない緑を未来へ継承する～

4 緑化の目標

これまでの「緑の量」を増やす「緑被率^{※1}」という目標だけでなく、市街地での市民の満足度に寄与する指標として「緑視率^{※2}」を導入し、「市民との協働による緑・花いっぱい運動^{※3}」を通じて、以下の目標の実現を目指し、身近な緑を増やします。

※1 緑 被 率：空から見た、区域に占める緑で覆われた土地の割合。平面的な緑を算定する指標

※2 緑 視 率：人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合。緑被率では算定されにくい、市民の身近にある軒下の花、生け垣、壁面緑化、街路樹や、借景としての緑地や山等の、立体的な緑を算定する指標

※3 市民との協働による緑・花いっぱい運動

：窓辺の花、軒下の植木鉢、生け垣・庭木、屋上緑化、壁面緑化、公園・道路・学校等の緑を増やしていく取組。



① 市街地の緑

ヒートアイランド現象の緩和、防災に資する市民に身近な緑を、市街地の各地域、地区の特性に応じて保全、創出、活用していきます。

市街地の緑：現状の緑被率35%から37%へ

(年間1万本の高木の植樹に相当)

※市街地の緑：市街化区域の緑と、市街化区域に囲まれて島状、線状にある市街化調整区域の一部の緑

＜市街化区域内に島状、線状にある市街化調整区域の緑＞

名称	ha	備考
①吉田山緑地	14.3	吉田山特別緑地保全地区に指定
②双ヶ岡	18.2	双ヶ岡歴史的風土特別保存地区に指定
③仁和寺	9.0	歴史的風土特別保存地区に指定
④洛西中央緑地	13.5	洛西中央特別緑地保全地区に指定
⑤桂川緑地	572.6	大部分が国土交通省所管
⑥上高野氷室山	22.4	歴史的風土特別保存地区に指定
⑦宝ヶ池周辺	391.8	松ヶ崎・上賀茂歴史的風土特別保存地区及び第1種自然風景保全地区に指定
⑧桃山御陵	111.5	大部分が風致地区第1種に指定
⑨西京桂坂	104.6	大部分が第1種自然風景保全地区に指定
⑩東山（一部）	1,155.6	大部分が風致地区
合計	2,414ha	



$(3,886\text{ha} \text{〈市街化区域緑地面積〉} + 2,317\text{ha}) \div (15,071\text{ha} \text{〈市街化区域面積〉} + 2,414\text{ha}) = 35.5\%$
 ※市街化調整区域緑被率は96%（平成2年度緑被率調査結果実績）とする。

$$2,414\text{ha} \times 96\% = 2,317\text{ha}$$

※市街化区域面積は、緑被率算定の根拠面積であり、都市計画課数値とは異なる。

※平成19年に「^{ただし}糺の森」が市街化調整区域に編入されたが、平成17年緑被率調査時をベースに算定している。



<参考>市街地の地域・地区別の緑被率の現状値

地 域		現況の緑被率（％）
市 街 地		3 5 %
風致地区		7 3 . 7 %
風致地区 以外	中心市街地	1 2 . 1 %
	南部地域	2 3 . 6 %
	その他	2 6 . 2 %

※現況の緑被率は、H17 緑被率調査結果より算出。風致地区には、島状、線状にある市街化調整区域の一部の緑を含む。

（地域・地区の考え方）

ア 風致地区

周辺の山々と、古い社寺等の歴史的遺産の集積地、更に山すそから広がる緑多い住宅地が都市計画法に基づき風致地区として指定されており、京都市風致地区条例等により、緑地の設置が義務付けられていることなどから、緑の量は豊富です。

しかし、開発行為は依然進行しており、条例等による規制だけでなく、公共公益施設等の整備による率先的な緑地の確保が求められます。

イ 中心市街地

概ね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地である「歴史的市街地」で、古い家屋が多く残っており、緑の量が少ないだけでなく、新たに緑の空間を増やすことが難しい状況にあります。

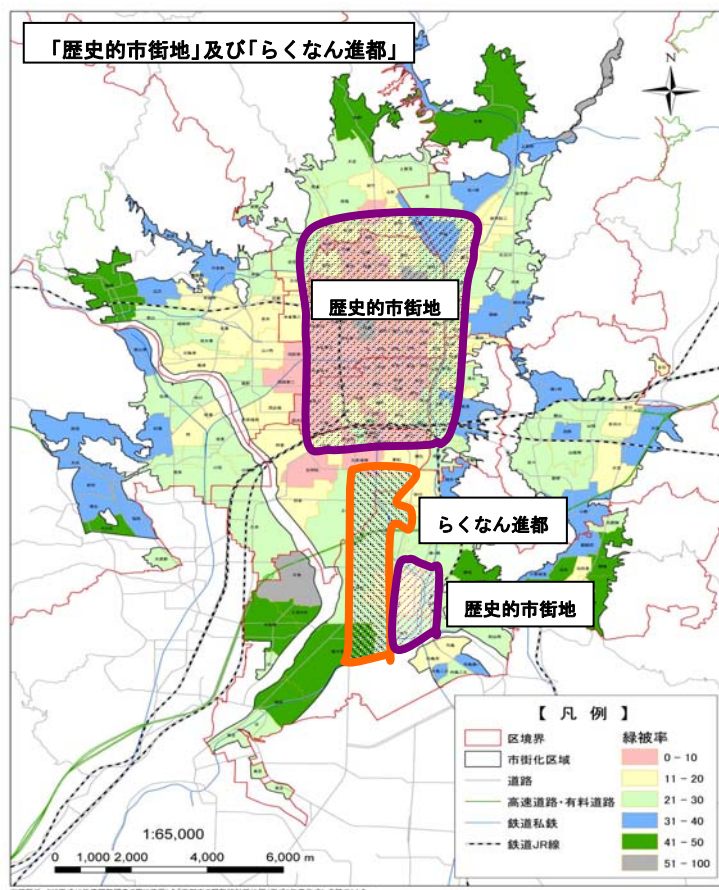
緑を大幅に増やすことは困難ですが、市民や観光客の満足度に資する、小さくても効果的な緑を創出していくことが求められます。

ウ 南部地域

市南部の「らくなん進都（高度集積地区）」で、新しい京都を発信する地区として、歴史的市街地との役割分担を考慮しつつ、河川等の地域資源の活用



や多様な緑化の誘導により，環境にやさしい快適な都市環境の創出が求められます。



② 市街地を囲む周辺の山々の緑

市街地を囲む周辺の山々の緑は，木材等の森林資源が利用されなくなったことによる担い手の減少により，手入れの行き届かない森林が増え，生物多様性保全，地球環境保全，土砂災害防止，水源涵養等の森林の持つ多面的機能の低下が危惧されています。

また，森林の遷移，害虫被害などが進行して，シイノキ等の照葉樹の繁茂やマツ枯れの被害が出ており，市街地からの山々の景観も変容しています。

これらのことから，保全だけでなく，質を重視したマネジメントに努めています。

市街地を囲む周辺の山々の緑：保全，質を重視したマネジメントの推進



③ 市域の緑

平成 17 年 4 月 1 日に京都市に旧京北町が編入されたことに伴い，市域はおおよそ 35%拡大，森林面積は約 1.5 倍になり，緑のストック量が大幅に増えました。

「京都市地球温暖化対策計画」では，本市の森林面積 61,000ha のうち，19,000ha の育成林を CO2 吸収源の対象（CO2 換算としては 12 万トン）としており，地球温暖化対策等に資する緑として，この現状の量のさらなる向上を目指していきます。

なお，市域の緑被率は約 83%です。

市域の緑：現状の緑被率 83%をさらに向上

<市域の緑地面積と緑被率>

			緑地面積 (ha)	緑被率 (%)
市域	都市計画区域外	旧京北町	20,771 ^{※1}	95.4
		旧京北町以外	12,668 ^{※2}	96.0
	都市計画区域	市街化調整区域	31,548 ^{※3}	96.3
		市街化区域	3,886 ^{※4}	25.8
合計			68,873ha	83.2%

※1 京都市農林統計資料（林業編 H19，農業編 H19）の森林面積（20,189ha）と農地面積（582ha）を合計したもの

※2 82,790ha（市域面積：都市計画課数値）-15,071ha（市街化区域面積）-32,755ha（市街化調整区域面積）-21,768ha（旧京北町面積）=13,196ha とし，このうち緑被面積は，
13,196ha×96%（平成 2 年度緑被率調査結果実績）= 12,668ha
（市街化区域・市街化調整区域面積は，緑被率算定の根拠面積であり，都市計画課数値とは異なる。）

※3 市街化調整区域：32,755ha のうち 31,548ha（平成 2 年度緑被率調査結果実績）

※4 市街化区域：15,071ha のうち 3,886ha（平成 16，17 年度緑被率調査結果実績）



5 公園整備の目標（都市公園法施行令第1条に基づく）

国が定める公園敷地面積の標準を目指して整備を行います。また、既存の神社仏閣などの京都らしい緑の資産を活用し、目標に届かない場合でも、実質的な緑を増やします。

市民1人当たり公園面積として、平成20年度末現在4.68㎡から10㎡へしていきます。

＜都市公園等の確保目標の内訳＞

都市公園等の確保目標	
種別	面積（ha）
都市公園等の目標面積	1,498 ha
整備済都市公園等	686 ha
今後整備すべき都市公園	812 ha

※1人当たり公園面積：1,498ヘクタール÷1,386,488人（2025年推定人口）＝10.8㎡



第4章

緑の配置方針

- 1 緑の機能別に見た現況と課題
- 2 緑の配置方針
- 3 都市公園の整備方針



第4章 緑の配置方針

1 緑の機能別に見た現況と課題

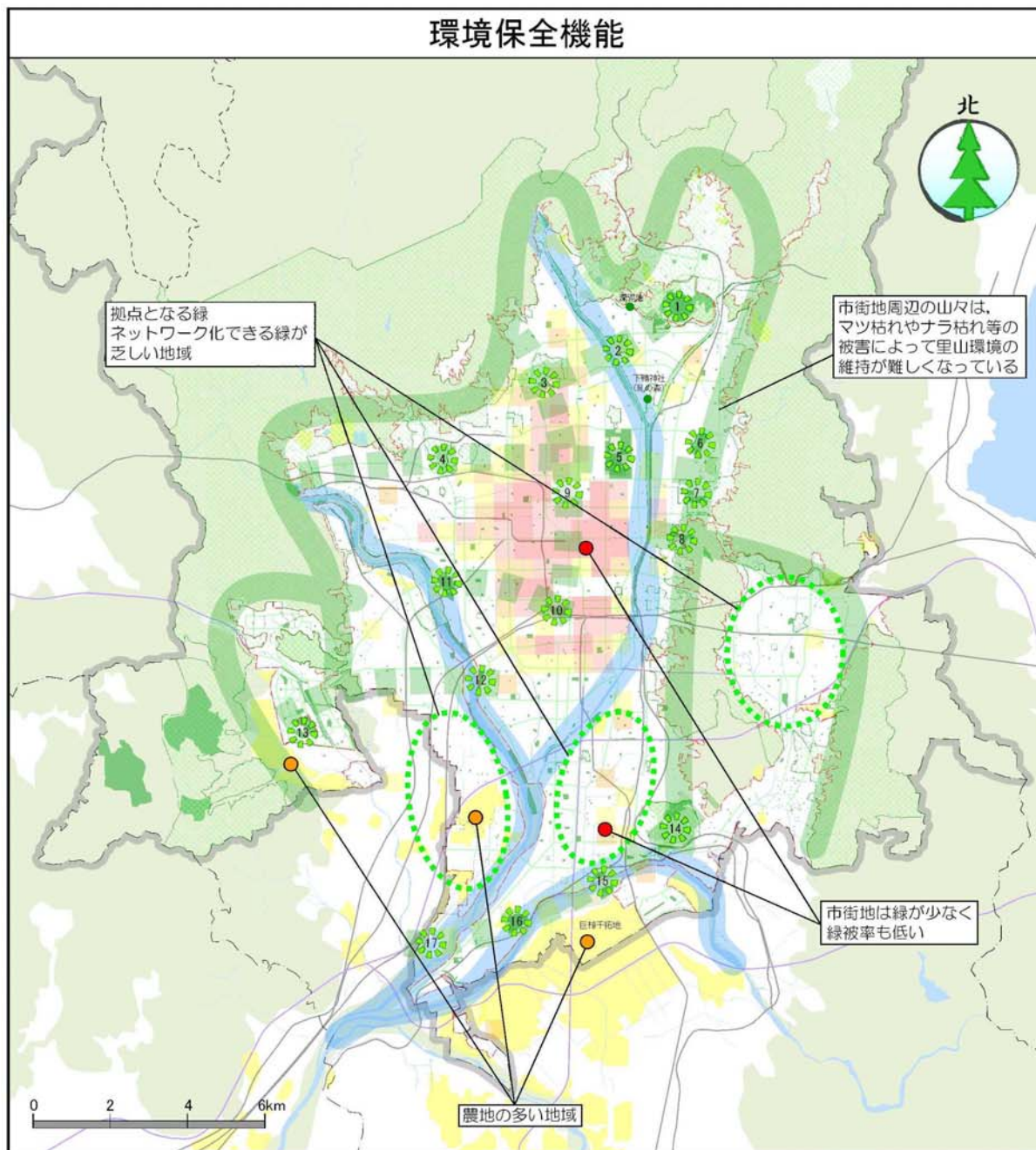
ここでは、都市における緑の一般的な機能に、本市の都市特性である「歴史的環境の保全」の視点を付加して、本市の地理的な都市構造を踏まえた現況と課題を整理します。

(1) 環境保全機能

- ◇ 本市では、周辺の山々、鴨川、桂川、宇治川の三川を骨格の緑とし、市街地に島のように浮かぶ東山の一部、吉田山、船岡山、双ヶ岡の丘陵、京都御苑、二条城等を拠点となる緑として、ネットワークを形成しているものの、市街地においては、連続性に乏しい状況です。
- ◇ 市街地周辺の山々は、多様な生物が生息・生育し、人と自然が共生してきた貴重な里山ですが、近年、マツ枯れやナラ枯れ等の被害、人々の生活様式の変化等から、その維持が難しくなっています。風致地区や自然風景保全地区等の指定による土地利用規制に加えて、里山自体の環境を改善するためのマネジメントが必要です。
- ◇ 生産緑地地区の指定により、農地は一定担保されていますが、その一方で、市街地内の貴重な緑である農地が、農業者の高齢化や後継者不足、宅地開発等によって減少しているため、これを抑制するための対策が必要です。
- ◇ 京都御苑、下鴨神社の「糺の森」、国の天然記念物に指定されている深泥池生物群集、巨椋干拓地等、各々の植生地では豊かな生態系が確認できます。これらをはじめとする貴重な生物の生息・生育空間である樹林地、水辺、湿地等の環境を保全していく必要があります。
- ◇ 緑被率の向上は、ヒートアイランド抑制や生物の生息・生育空間の拡大等に寄与しますが、本市の市街地は緑が少なく、かつ緑化余地も少ない状態となっています。過密な土地利用の中で、増やすことの難しい面的な緑を補完するため、新たな緑化手法の導入が必要です。



環境保全機能



凡 例

	公園・緑地
	樹林地・山林
	河川・水面等
	農地
	街路樹
	風致地区
	拠点となる緑
	山々の繋がり
	三川の繋がり
	拠点となる緑の繋がり

環境保全機能に寄与する拠点となる緑

1 宝が池公園	11 西京極総合運動公園
2 京都府立植物園	12 吉祥院公園
3 船岡山公園	13 大蛇ヶ池公園
4 双ヶ岡	14 伏見桃山城運動公園
5 京都御苑	15 伏見港公園
6 吉田山	16 横大路運動公園
7 岡崎公園	17 洛西浄化センター
8 円山公園	
9 二条城	
10 梅小路公園	

緑被率

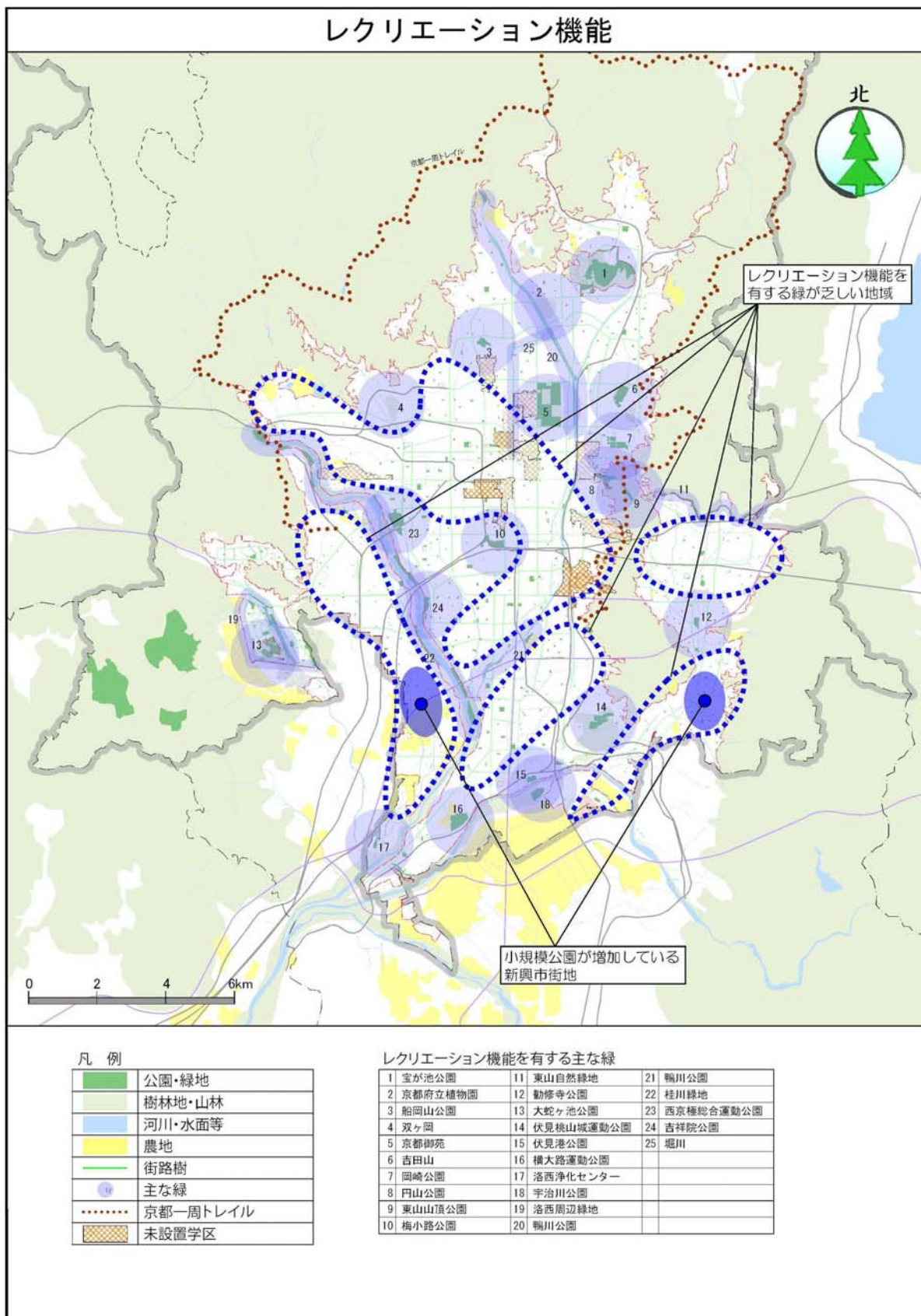
	3.0%未満
	3.0% ~ 5.0%
	5.0% ~ 7.0%
	7.0% ~ 10.0%

平成4年4月1日調査時



(2) レクリエーション機能

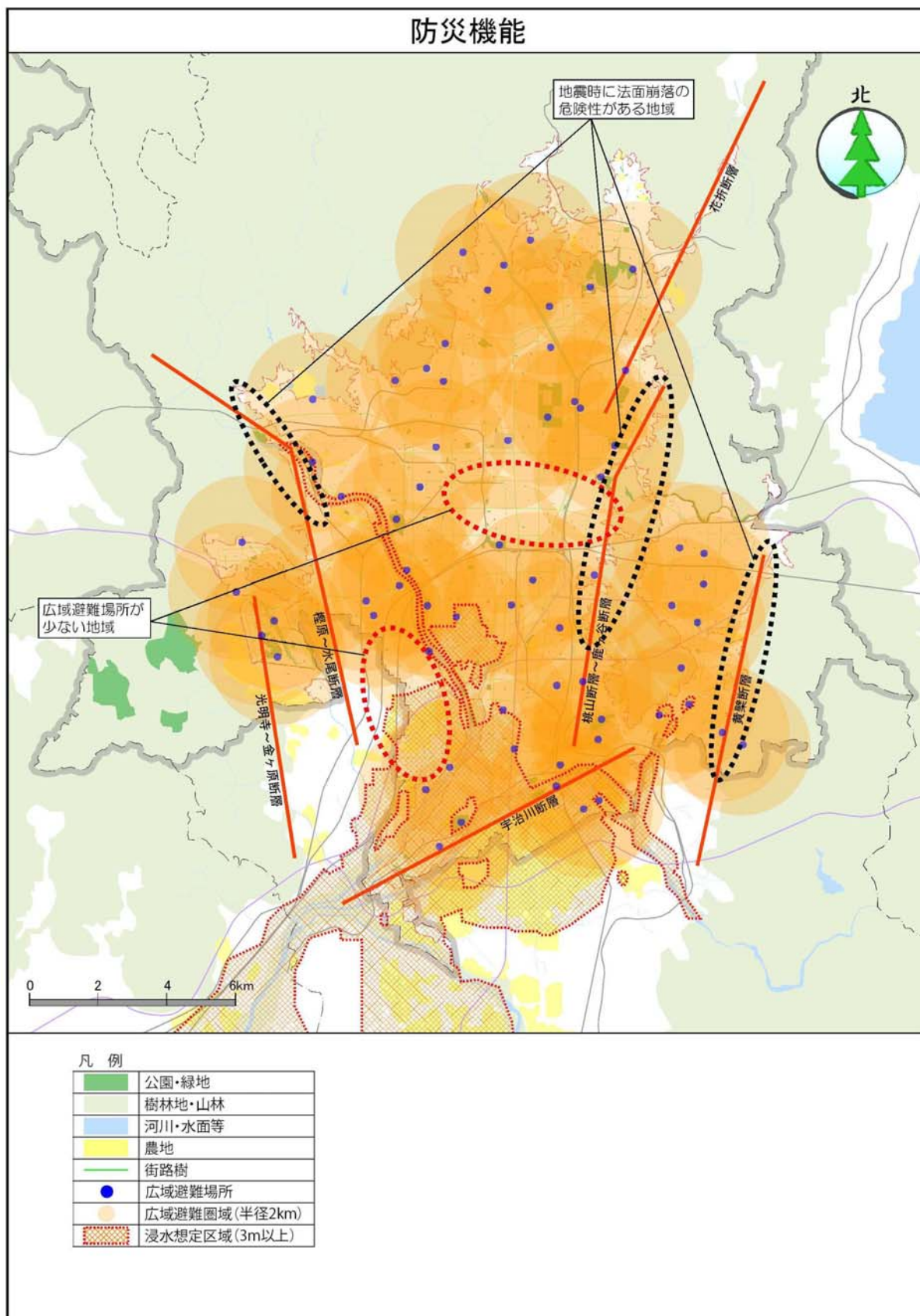
- ◇ 本市には宝が池公園や梅小路公園等の大規模公園、鴨川公園や桂川緑地等の河川公園等が整備され、市民や観光客等のレクリエーションの場として親しまれていますが、その数は不足しています。
- ◇ 特に、既存住宅等が密集する市街地では、身近なレクリエーションの場や災害時の避難場所となるオープンスペースが不足していますが、新たな公園用地を確保することが難しいことから、従来とは異なる手法によりオープンスペースを確保する必要があります。
- ◇ 本市には、開園後 40 年以上経過した古い公園が数多く存在しており、施設の老朽化や樹木の繁茂によって利用者の安心・安全が損なわれたり、利用頻度が低下した公園が増えています。これらの公園を現在の地域性や周辺住民の声、時代のニーズに対応したものとして再整備する必要があります。
- ◇ 近年、新興市街地の開発に伴い小規模公園が増加している地域がありますが、様々なレクリエーションへの要望に対応する機能は十分ではないため、これらの地域においては、近隣公園や地区公園等の中規模公園の整備を検討していく必要があります。
- ◇ 堀川など、市街地を流れる小河川については、市街地における身近なレクリエーションの場を補完しており、きめ細かな水と緑のネットワークの形成に資するため、その他の小河川についても親水化や緑化が必要です。
- ◇ 周辺の山々や三川、三丘は、京都一周トレイル等のハイキングコース、散策、スポーツ、キャンプ地として利用され、本市における自然系レクリエーションの核及び軸となっていることから、これまでどおりの機能を維持していくことが必要です。





(3) 防災機能

- ◇ 本市の市街地は、平安京に端を発する碁盤目状の区画を有し、町家等が密集するエリアが多数存在します。これらのエリアはオープンスペースが少なく、細い道路や路地で囲まれ、災害時の避難が困難な地域となっているため、避難地や避難経路を確保することと併せて、民有地の緑化によって、延焼防止効果を高める必要があります。
- ◇ 本市では68箇所の広域避難場所を指定しており、避難圏域は市内をほぼ網羅できていますが、一部に広域避難場所が少ない地域が存在します。これらの地域は、建物が密集しているため、災害時の避難地や防災活動拠点となる公園の整備、延焼防止帯や避難経路となる緑地の整備を強化する必要があります。
- ◇ 幹線道路の街路樹は、延焼防止効果や倒壊家屋から避難路を保護する効果を有しています。街路樹区間の延長を図るとともに、災害に耐えうる丈夫な樹となるような育成管理が必要です。
- ◇ 本市周辺では、6本の活断層が確認されています。これらの断層の周辺においては、法面保持効果のある山林の保全や、開発行為の抑制など、地震発生時の被害をできるだけ抑えるための対策が必要です。
- ◇ 山に囲まれた本市においては、周辺の山々について適切なマネジメントを行うことにより、山林の持つ洪水緩和機能を増進し、河川へ流れ込む水の量を安定させることが必要です。
- ◇ 本市の南部では、浸水深3 m以上の浸水想定区域に含まれるエリアが存在しており、洪水時に河川から溢れた水を一時的に貯留する遊水地の確保や、避難地としてのオープンスペースの確保が必要です。



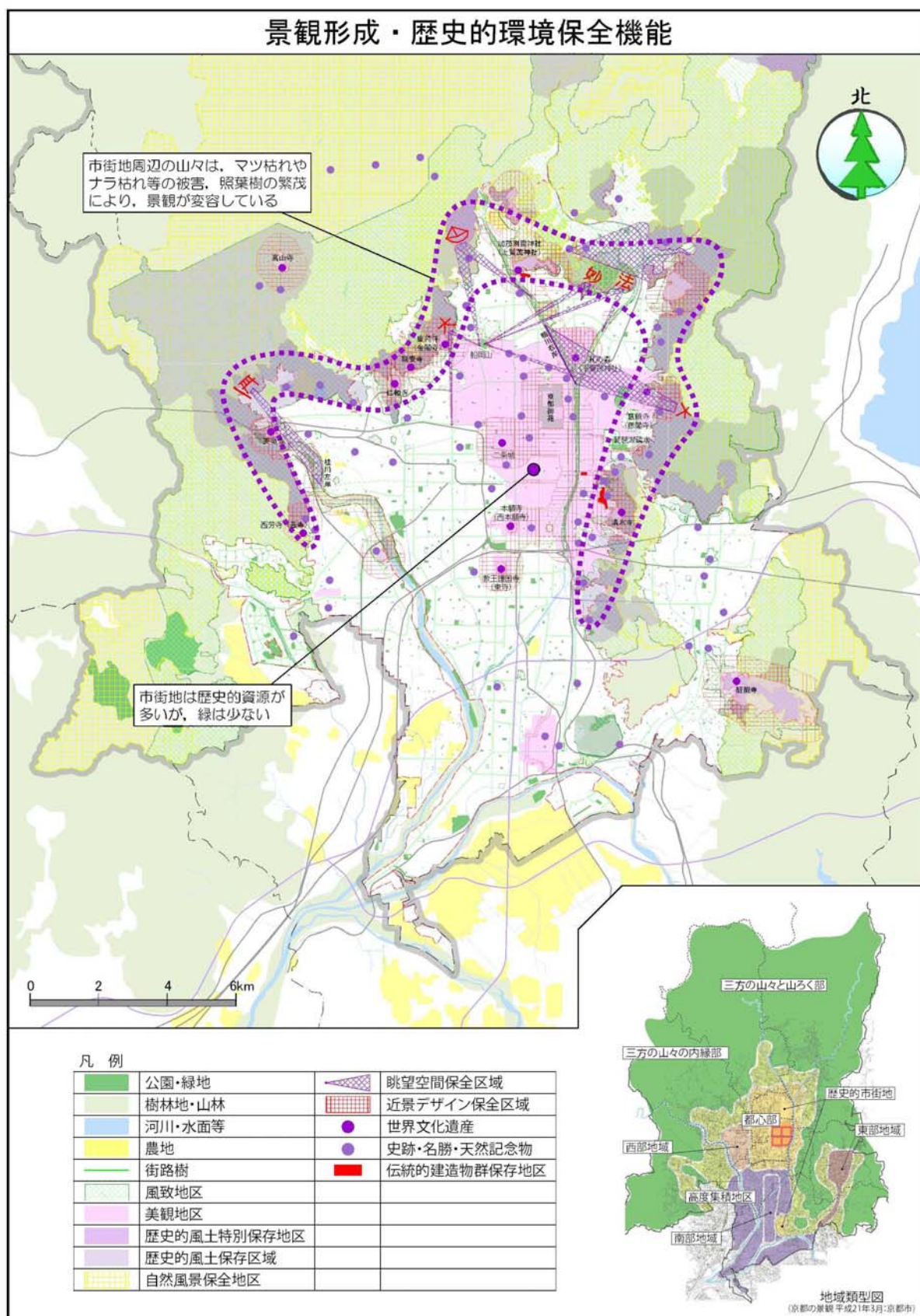


(4) 景観形成・歴史的環境保全機能

- ◇ まちなかから望む三山や山すその緑は、社寺境内地の歴史的資産と一体になって本市の自然景観を特徴付けていますが、近年、マツ枯れの進行等によるアカマツ林の衰退やコナラを中心としたナラ枯れの拡大、更には、シイノキ等の繁茂により森林の景観が変容しつつあります。このため、従来の地域制緑地の指定に伴う保全に加え、良好な景観を維持しながら、変容しつつある景観を改善するためのマネジメントが必要です。
- ◇ 三川は広大な空間を有するオープンスペースとしてだけでなく、水辺の景観形成や視点場としても重要な空間となっており、これらの機能を維持していくことが必要です。
- ◇ ランドマークである三丘や送り火の五山、市街地に点在する京都御苑や糺の森、二条城等は、本市における主要な緑の景観要素であるため、これらの眺望景観の保全が必要です。
- ◇ 龍安寺や金閣寺等の周辺の風致景観を含めた 15 社寺が、世界文化遺産に登録され、産寧坂や祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区及び上賀茂地区の 4 地区が伝統的建造物群保存地区として指定されています。これらの地区は、観光地として多くの人に親しまれており、周辺の景観と調和した緑の保全が必要です。
- ◇ 本市には御土居や廃寺跡を始め、数多くの史跡・名勝・天然記念物が点在しています。これらについては点ではなく、面としての視点に立ち、周辺環境と調和した保全が必要です。
- ◇ 琵琶湖疏水周辺や蹴上浄水場の緑、エンジュやケヤキの街路樹、古い公園や大学の緑等は、本市が近代都市へと歩み始めた中で生まれ、周囲の建造物と一体となって特徴的な景観を形成していることから、緑や河川の保全だけでなく、周辺の景観と調和した一体的な保全が必要です。
- ◇ 歴史的市街地は、古都である本市を特徴付ける観光客の多い地区ですが、緑が少なく、緑化余地も少ない状況であるため、市民や来訪者の満足度を高め、良好な景観形成につながる新たな緑化手法の導入が必要です。



景観形成・歴史的環境保全機能





2 緑の配置方針

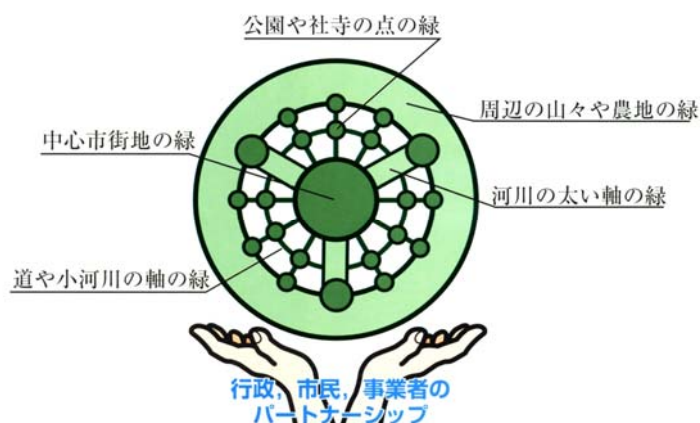
(1) 緑の将来像を踏まえて

緑の機能を効果的に発揮させるためには、緑が単独ではなく、ネットワークを形成し、相乗効果を得られるよう配置されていることが重要です。

本市では、そのネットワークを「緑の御所車」と名付け、「周辺の山々や農地の緑」と「中心市街地の緑」が、市街地を貫流する「河川の太い軸の緑」によって骨格を形成するとともに、市街地に散らばる「公園や社寺の点の緑」が、「道や小河川の線の緑」によってきめ細かなネットワークを形成する姿を模式化しています。

この「緑の御所車」を市民と事業者の手で支え、行政との協働によって動かしていく姿が「緑の将来像」です。

＜緑の将来像の模式図―緑の御所車＞

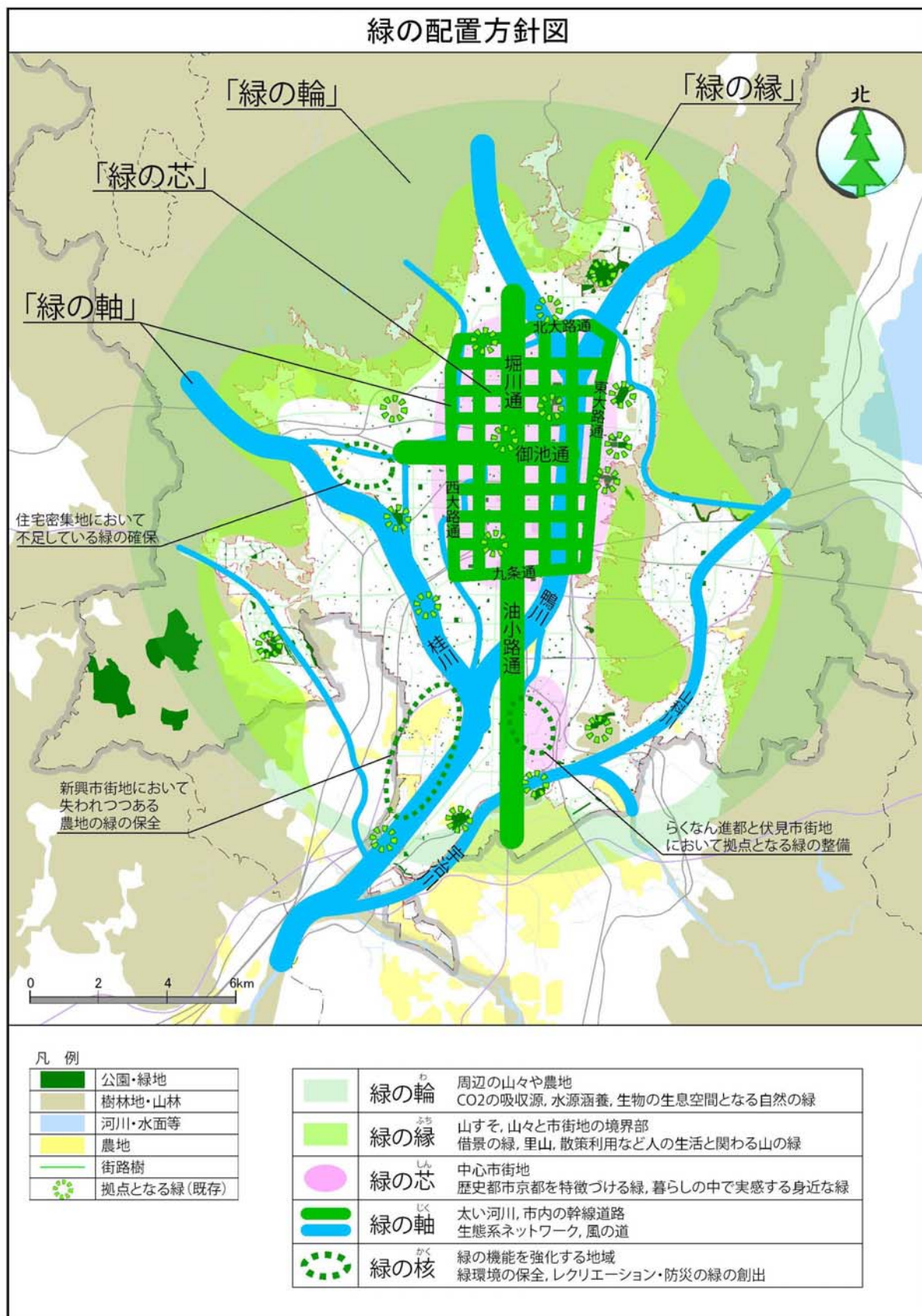




(2) 緑の配置方針

ここで、緑の機能別に見た現況と課題を踏まえ、緑の配置方針を以下のとおり定めます。

名称	考 え 方
緑の輪	本市の市街地を囲み環状に繋げる大きな「輪」を示します。 周辺の山々や南部の巨椋干拓地を主とする田園地帯の緑を、CO₂の吸収源、水源涵養、生物の生息・生育空間機能を持つ緑として保全します。
緑の縁	周辺の山々と市街地の境界である「縁（ふち）」を示します。 特に、送り火の五山を含む三山や山すそは、本市の歴史的景観の礎としてかけがえのないものであり、これらの保全に努めるとともに、人との関わりが薄れる中で衰えていた里山の機能を再生するために、市民が自然に親しみ、憩えるような利活用やマネジメントを、市民等との協働により図ります。特に、活断層周辺では、法面崩落や、土砂流出を抑制するため、山林の保全・育成に配慮します。
緑の芯	市民の暮らしの中心となる市街地です。 歴史的市街地に多数ある世界遺産や社寺境内地、文化財等の緑は、「歴史都市・京都」を特徴づける財産として、引き続き保全・活用に努めます。市街地では、面的な緑を新たに増やすことは困難ですが、コンテナ緑化や生け垣緑化、既存公園の再整備などによって、小さいながらも質の高い緑の創出を図り、市民の満足度の向上や防災機能の強化を図ります。
緑の軸	周辺の山々と市街地を結び、ネットワーク化する緑を「軸」として位置付けます。 本市における水と緑のネットワークは、主に三川及び幹線道路（堀川（油小路）通、御池通、北大路通、東大路通、西大路通、九条通等）の街路樹で形成されていますが、京都らしい景観に配慮しながら、街路樹を増やし、また、小河川の緑化を図るなどして、このネットワークを周辺の山々までつなげ、ヒートアイランドの緩和に寄与する風の道の形成、災害時の避難路の強化、更には、生物多様性に寄与する生き物の通り道の確保等を図ります。
緑の核	緑の機能強化が必要な場所を、新たな緑の拠点となる「核」として位置付けます。 主に、環境保全、レクリエーション、防災の3つの機能強化を目的に配置し、農地の維持・活用も視野に入れ、まとまった規模を持つ緑の確保に努めます。





3 都市公園の整備方針

本市の都市公園面積は、国の都市公園等緊急整備計画（第1次～第6次）により、昭和57年～平成15年の間に倍増しましたが、平成20年度末現在、本市の1人当たり公園面積は、目標値10㎡（国が定める公園の敷地面積の標準）に対し4.68㎡にとどまっており、昭和47年（都市公園等緊急整備措置法の施行年）と比較すると倍増しているものの、依然として公園が不足している地域や、大きな公園がない地域があります。また、都市計画公園は、宅地化の進行などにより用地買収が進まず、長期間、整備が困難な状態が続いています。

上記の現況を踏まえ、以下の方針に従って、公園を整備していきます。

（1）地域の核となる身近な公園の整備

- ①公園は、多世代の市民が利用し、地域コミュニティの核となる重要な施設であることから、地域要望を踏まえ、不足している地域を優先して、歩いて行ける範囲に整備します。
- ②既存の公園は、老朽化した施設の改修やバリアフリー化などにより、誰もが安心して、安全に利用できるよう、また、地域の活性化に繋がるよう、地域のニーズを踏まえながらリニューアルを進めます。

【公園の種類と配置方針】

種 類		配 置 方 針	
小規模	街区公園	主に日常的な利用を目的に整備します。地域の実情を踏まえて規模を設定し、利用しやすい身近な場所に配置します。	
中規模	近隣公園		
	地区公園		
大規模	運動公園	主に運動利用することを目的に整備します。 例：横大路運動公園，西京極総合運動公園	アクセスや周辺環境を踏まえ、広域的な利用ができるよう配置します。
	総合公園	市民の総合的な公園利用を目的に整備します。 例：岡崎公園，梅小路公園	
	広域公園	市域を越えた広域的な利用を目的に整備します。 例：宝が池公園	



(2) 都市計画公園（都市計画法に基づく整備予定公園）の整備

市民のレクリエーションの場の創出や、都市の防災機能向上の観点から、都市計画公園の着実な整備を進めるとともに、長期間整備が進んでいない公園については、変更を含めた整備方針の見直しを行います。

(3) 市民との協働による整備と管理

ワークショップなどの住民参加により、安心・安全で地域のニーズに合った公園の計画を進めるとともに、公園に一層の愛着を感じ、積極的に維持管理にも携わってもらえるような仕組みの充実を図ります。また、公園の整備が困難な場合は、市民との協働により、借地による公園の整備を図るとともに、市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を、関係者の理解と協力を得て検討します。

ちびっこひろばについては、一定の条件を満たすものは公園として再整備し、市民との協働により、維持管理を行います。



第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

- 1 施策の体系
- 2 施策の内容
- 3 柱となる施策



第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1 施策の体系

第3章で述べた4つの基本方針ごとに、基本施策、具体的施策を体系的に位置付けます。

基本方針	基本施策	具体的施策	施策番号
(1) 周辺の山々と山すその緑の保全, マネジメント	自然環境や景観の保全	地域制緑地の保全	1
		地域制緑地の利活用の推進	2
		里地・里山の保全・再生	3
	農林業の振興	市域産木材の活用の推進	4
		農林業の担い手の育成	5
		農林地のもつ多面的機能の活用	6
(2) 市街地の緑の保全, 創出, 活用	農地の保全と活用	生産緑地地区制度の維持	7
		農地の有効活用	8
	社寺境内地等の民有緑地の保全	巨樹名木の保全	9
		景観重要樹木の指定	10
		記念物の指定・登録による保護	11
		緑地・庭園等の保全	12
	公園等の整備	街区公園等の身近な公園の整備	13
		借地型公園の整備	14
		公園の再整備の推進	15
		大規模公園, その他特色ある公園等の整備	16
		公園の維持管理の充実	17
		公園の多様な利活用の促進	18
	道路の緑の整備	新設・再整備道路における緑の整備	19
		駅前広場や交差点等における地域の顔となる緑の形成	20
		景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理	21
		街路樹の良好な生育の確保	22
	その他公共公益施設の緑化の推進	学校緑化の推進	23
		公共公益施設の緑化の義務化	24
	民有地緑化の推進	緑化助成の推進	25
		市民・事業者との協働による民有地緑化の推進	26



(3) 水と緑のネットワークづくり	道路の緑のネットワーク	道路の緑の充実・ネットワークの形成	2 7
	水辺の保全，創出，活用	多自然川づくり	2 8
		親水性のある川づくり	2 9
		水のネットワークの形成	3 0
	地表面被覆の改善	市街地における雨水浸透の推進	3 1
(4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	地球環境に資する取組の推進	森林バイオマスの活用の推進	3 2
		緑のリサイクルの推進	3 3
		地球温暖化対策推進ための基金制度等の活用	3 4
		生物多様性の保全に資する取組の推進	3 5
	緑の文化の継承	庭園文化の普及・継承	3 6
		国内外に向けた緑に関する情報発信，文化交流	3 7
		世界遺産等の観光名所に係る緑の情報発信	3 8
		木造建築物の建設の推進	3 9
		京野菜の振興	4 0
	緑化推進啓発活動の展開	緑地協定の締結の推進	4 1
		オープンガーデンの促進	4 2
		花と緑豊かな空間づくり	4 3
		区の花と木の選定	4 4
		情報媒体の活用等による緑化啓発	4 5
		緑化イベント・講習会の開催	4 6
		環境教育や自然体験学習の推進	4 7
	顕彰制度の充実	緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施	4 8
	推進体制の整備	緑化・公園管理基金の拡充	4 9
		公園緑地審議会（仮称）の設置・運営	5 0
	人材の育成	緑のボランティアリーダーの育成	5 1
		ボランティアとの連携や活動に対する支援	5 2



2 施策の内容

(基本方針1) 周辺の山々と山すその緑の保全，マネジメント

～地球温暖化対策を推進し，京都の歴史的景観を守る～

施策番号	基本施策	具体的施策	内 容
1	自然環境や景観の保全	地域制緑地の保全	地域制緑地については，都市緑地法や古都保存法等に基づく地域地区の拡大を視野に入れつつ，関係法令による規制等により良好な自然環境や景観の保全を図る。また，法令による土地所有者から土地の買い入れの申出があった場合は，対応をしていく。
2		地域制緑地の利活用の推進	「特別緑地保全地区」等において買い入れた土地をはじめ，行政で管理している地域制緑地について，危険木の除去，除草，病虫害防除等の維持管理作業の充実に努めるとともに，遊歩道の設置や公園的整備を行って市民が緑に親しめるようにする。
3		里地・里山の保全・再生	京都の多様な里地・里山の緑について，ボランティアとの連携を図りながら，地域特性や景観的な視点に配慮して保全・再生する。
4	農林業の振興	市域産木材の活用の推進	健全な森林を育成し，CO ₂ の吸収源，水源涵養機能等の森林の持つ多面的機能の増進を図るため，作業道網の整備等による森林生産基盤を充実させ，市域産木材の需要拡大を促進する。
5		農林業の担い手の育成	緑の持つ多面的機能の増進を図るため，健全な農地，森林を育成し，農林業の担い手の育成・確保を促進する。
6		農林地のもつ多面的機能の活用	農林地を緑の空間や防災空間として保全するとともに，地域・学校での自然体験学習や生涯学習の場として，また，観光客が自然体験できる新たな観光資源として，地域おこしに寄与するよう，農林地を多面的に活用する。



（基本方針２）市街地の緑の保全，創出，活用

～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～

施策番号	基本施策	具体的施策	内 容
7	農地の保全と活用	生産緑地地区制度の維持	市街化区域の優良農地については，生産緑地地区制度を維持し，計画的な保全を図る。
8		農地の有効活用	優良農地については，京野菜園等の様々な市民農園や観光農園の整備等により，有効活用を図る。
9	社寺境内地等の 民有緑地の保全	巨樹名木の保全	市街地の良好な緑の景観を形成し，地区のシンボルとなっているような樹木・樹林，川べりの並木などについて，樹木の所有者に対する優遇措置を行うことなどにより，保全を推進する。
10		景観重要樹木の指定	保存樹として指定した樹木等について，特に，良好な景観の形成に重要なものを，積極的に，景観法による景観重要樹木の指定を行う。
11		記念物の指定・登録による保護	社寺境内地や住宅地の庭園・樹木を，記念物として指定・登録していくとともに，点の保存を基本とするこれまでの考え方から，景観等の空間的な視点を合わせた指定を検討する。
12		緑地・庭園等の保全	市街地の貴重な民有地の緑や庭園等は，周辺の立地条件や相続等により，その維持が困難な場合が多いため，公有化やトラストによる保有等や市民等との協働による庭園等の維持管理方を検討する。
13	公園等の整備	街区公園等の身近な公園の整備	市民の身近なレクリエーションの場の確保や，安心・安全なまちづくりを進めていく観点などから，街区公園やちびっこひろば等の地域の身近な公園を，歩いて行ける範囲に整備していく。また，公園の整備が困難な場合は，市民との協働により，借地による公園の整備を図るとともに，市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を，関係者の理解と協力を得て検討する。なお，公園名については，近隣の市民により一層愛着を持ってもらえるよう，周辺地域の意見を踏まえながら検討していく。



14	公園等の整備	借地型公園の整備	身近な公園等の整備に当たっては、買収を伴わず柔軟に用地確保ができ、さらに、予算負担の軽減も図れる借地型による公園の整備を積極的に推進する。
15		公園の再整備の推進	整備後長期間が経過した公園については、施設が老朽化していることや、周辺地域のニーズに合わなくなるなど、利用しにくくなっているため、地域の声を聞きながら、公園の再整備を計画的に推進する。
16		大規模公園、その他特色ある公園等の整備	京都の三方の山々等の自然や歴史的資源を活かした特色ある公園の整備を推進する。
17		公園の維持管理の充実	公園の機能の維持・向上を図るために、既存の公園樹木や施設の維持管理を、市民との協働により強化していく。
18		公園の多様な利活用の促進	プレイパークの取組や、子どもからお年寄りまで多くの住民が公園での活動に主体的に関わることができる多種多様な公園の利活用を促進する。
19	道路の緑の整備	新設・再整備道路における緑の整備	新設または再整備する道路には積極的に街路樹を整備するとともに、幹線道路等の既存道路にも街路樹等の緑の整備を推進する（「道路の森」づくり）。なお、街路樹の整備は歩道部はもちろんのこと、中央分離帯においても原則行なっていく。
20		駅前広場や交差点等における地域の顔となる緑の形成	地域の顔となる駅前広場や交差点などに、市民や来訪者がくつろぐことができる緑地帯を整備するとともに、地域の顔にふさわしいシンボルとなる樹木を原則植栽する。
21		景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理	中央分離帯や広い歩道が整備されている幹線道路等においては、沿線の景観や見通し景観との調和を図った街路樹景観の形成に努めるとともに、季節感に配慮した街路樹の維持管理を図る。
22		街路樹の良好な生育の確保	街路樹の健全な生育や街路樹の根の浮き上がりによるバリアフリーへの影響を軽減するために、良好な生育基盤を確保する。
23	その他公共公益施設の緑化の推進	学校緑化の推進	市街地の中でも比較的広い面積を有し、地域のシンボルとなっている学校における緑化（グリーンベルト、緑のカーテン等）を推進する。
24		公共公益施設の緑化の義務化	公共公益施設は、多くの市民が利用する施設であることから、質、量ともに模範となるように、緑化基準等を策定し、民有地に率先した緑化を推進する。



25	民有地緑化の推進	緑化助成の推進	住宅や事業所等の民有地の緑化を推進していくために、緑化助成事業（屋上、壁面、駐車場等を対象）の充実を図る。特に緑の少ない中心市街地やらかなん進都では、積極的に推進する。
26		市民・事業者との協働による民有地緑化の推進	中心市街地については、緑が少なく、かつ緑化余地も少ないため、法令に基づく緑化の義務化を市民・事業者を求める。また、税制面での優遇制度等の活用を図るなどの緑化誘導を行い、民有地緑化の一層の推進を図る。

（基本方針3）水と緑のネットワークづくり

～生態系ネットワーク，風の道を創出する～

施策番号	基本施策	具体的施策	内 容
27	道路の緑のネットワーク	道路の緑の充実・ネットワークの形成	中心市街地に連続した街路樹等の道路の緑を創出（「京都・緑の回廊」）する。また、既存の道路の街路樹等の緑を充実（「道路の森」づくり）することにより、CO ₂ の吸収源対策の推進や都市での豊かな生態系ネットワークの形成を目指す。さらに、「風の道」を創出することにより、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。なお、街路樹の整備は歩道部はもちろんのこと、中央分離帯においても原則行っていく。
28	水辺の保全，創出，活用	多自然川づくり	河川の治水対策と併せて、水辺に固有な自然環境や生態系に配慮した河川整備を行う。
29		親水性のある川づくり	水とふれあい，生き物と親しめる河川や池沼を整備する。
30		水のネットワークの形成	小河川の水流の復活や保全等，まちづくりにも寄与する水のネットワークを創出する。
31	地表面被覆の改善	市街地における雨水浸透の推進	市街化の進行によりコンクリートやアスファルトなどの水の不透透域が拡大し，地下水の涵養や都市防災に影響を及ぼしているため，緑化の推進等による緑地等の確保や雨水浸透施設の設置等により，雨水浸透域の確保を図る。



（基本方針４）市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり

～京都力を結集し、かけがえのない緑を未来へ継承する～

施策番号	基本施策	具体的施策	内 容
32	地球環境に資する取組の促進	森林バイオマスの活用 の推進	間伐材や製材の生産過程で発生する端材等のエネルギー活用の研究開発と普及を促進する。
33		緑のリサイクルの推進	公共公益施設の樹木の維持管理等で発生した剪定枝や落ち葉の堆肥化・チップ化を推進するなど、緑のリサイクルに努めるとともに、市民や事業者も参加できるリサイクルシステムの構築を行う。
34		地球温暖化対策推進のための基金制度等の活用	CO2の吸収源対策として、市民や事業者の協力による森林の保全や都市緑化のため、既存の基金制度等の活用を検討する。
35		生物多様性の保全に資する取組の推進	京都の文化・歴史を育んできた植生をはじめとする本市域での生物情報の収集・整理を行うとともに、生物多様性の保全に資する取組を進める。
36	緑の文化の継承	庭園文化の普及・継承	京都の多くの庭園を築いてきた造園技術や、華道・茶道における切花や路地における鉢物や盆栽などの園芸技術を普及・継承させていくために、イベント等による啓発活動を幅広く展開する。
37		国内外に向けた緑に関する情報発信、文化交流	京都の緑に関する技術や文化を広げていくために、国内外に向けた情報発信や文化交流を積極的に行っていく。
38		世界遺産等の観光名所に係る緑の情報発信	世界遺産をはじめとした観光名所には、京都を代表する緑が多くあり、国内外からの観光客に対してこれらに関する情報を積極的に発信することにより、緑に対する関心を高めてもらう。
39		木造建築物の建設の推進	町家建築、社寺建築、庭園文化等の木の文化が息づくまちづくりを推進するため、木造の公共施設の整備、伝統的な知恵と意匠による木造建築物の建設の促進、木造建築の技能継承等への取組支援等を行う。
40		京野菜の振興	京野菜のブランド力を高める取組や地産地消の取組を促進する。
41	緑化推進啓発活動の展開	緑地協定の締結の推進	地域の緑等を住民の合意のもとに新たに整備したり、保全するため、都市緑地法等に基づく緑地協定の締結を促進する。
42		オープンガーデンの促進	市民の緑への関心を高めるため、住宅の庭や事業所の緑を市民に公開するなどのオープンガーデンの取組を促進する。



43	緑化推進啓発活動の展開	花と緑豊かな空間づくり	公園や道路などにおいて、花木の植栽やコンテナ等を活用した花壇を整備したり、また、市民等による植樹を進めることにより、四季折々の草花を楽しめるまちづくりや花木による名所づくりを行って、まちなかに潤いを与えるとともに、花と緑の豊かな歩いて楽しいまちづくりを推進する。
44	緑化推進啓発活動の展開	区の花と木の選定	緑を通して、地域に誇りと愛着を感じてもらえるよう、区の歴史や地域性にちなむ「区の花と木」を選定する。
45		情報媒体の活用等による緑化啓発	緑化を推進するために、パンフレット、ホームページ等の情報媒体の活用等により、市民への緑化啓発を図る。
46		緑化イベント・講習会の開催	(財)京都市都市緑化協会の活用により、子どもからお年寄りまで幅広く参加できる緑に関する研修会や市民講座を開設し、緑化意識の普及啓発を図る。
47		環境教育や自然体験学習の推進	次世代を担う子どもたちの感性を豊かにするため、長期宿泊・自然体験推進事業等、自然の中での体験やふれあいを通じて、緑を愛し、大切にすることを育む、環境教育や自然体験学習の機会を設ける。
48	顕彰制度の充実	緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施	緑のまちづくりに貢献した個人や団体を表彰したり、緑に対する優れた考え方や作品に対し表彰を行う緑化に関するコンクールの開催など、顕彰制度の充実を図る。
49	推進体制の整備	緑化・公園管理基金の拡充	緑化助成事業や各種緑化推進啓発活動を積極的に展開していくために、その財源となる緑化・公園管理基金の拡充を図る。
50		公園緑地審議会（仮称）の設置・運営	公共公益施設の緑の整備から民有地の緑化推進に至るまで、公園緑地に係る取組を幅広く展開していくため、公園緑地審議会（仮称）を設置・運営する。
51	人材の育成	緑のボランティアリーダーの育成	市民参加による里山の保全・再生や都市緑化を推進するため、(財)京都市都市緑化協会と京都市との連携により、中心的役割を担う緑のボランティアリーダーの育成に関する取組を行う。
52		ボランティアとの連携や活動に対する支援	都市緑化活動等を積極的に進めるボランティアと行政、また、ボランティア同士の連携を深めるとともに、様々な支援制度の創設・充実を図る。また、(財)京都市都市緑化協会をボランティアの活動の拠点として活用していく。



3 柱となる施策

4つの基本方針別に、計画を確実に実現するために、先導的、重点的に取り組むべき施策を以下のとおり位置付けます。

基本方針	柱となる施策
(1) 周辺の山々と山すその緑の保全, マネジメント	・市域産木材の活用の推進（森林の育成を図るため、市域産木材の需要を高める） ・農林業の担い手の育成
(2) 市街地の緑の保全, 創出, 活用	【市街地の緑の保全】 ・巨樹名木の保全（一定規模以上の樹木の所有者に対し、優遇措置を設ける） ・景観法に基づく景観重要樹木の指定 【市街地の緑の創出, 活用】 ・借地型公園の整備（まちなかのコインパーキングの公園化等） ・公共公益施設の緑化の義務化 ・緑化助成の推進（屋上緑化, 壁面緑化（緑のカーテン）等） ・市民・事業者との協働による民有地緑化の推進（「緑化地域」の指定）
(3) 水と緑のネットワークづくり	・道路の緑の充実・ネットワークの形成（新設・再整備道路への街路樹の整備, 街路樹の連続化による緑のネットワークの形成（「道路の森」づくり, 「京都・緑の回廊」等）） ・まちづくりに寄与する水のネットワークの形成（小河川の水流の復活や保全等）
(4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	・緑のリサイクルの推進（公共公益施設の樹木の維持管理等で生じる剪定枝や落ち葉の堆肥化等） ・庭園文化の普及・継承 ・木造建築物の建設の推進（平成の京町家） ・花と緑豊かな空間づくり（スポンサー花壇, 市民の記念植樹奨励制度等） ・未来の緑を守り・育む子供たちへの環境教育や自然体験学習の推進 ・緑のボランティアリーダー（緑化推進委員）の育成（地域の人材づくり）



第6章

緑化重点地区及び 緑化地域

- 1 緑化重点地区の指定
- 2 緑化地域の指定の検討



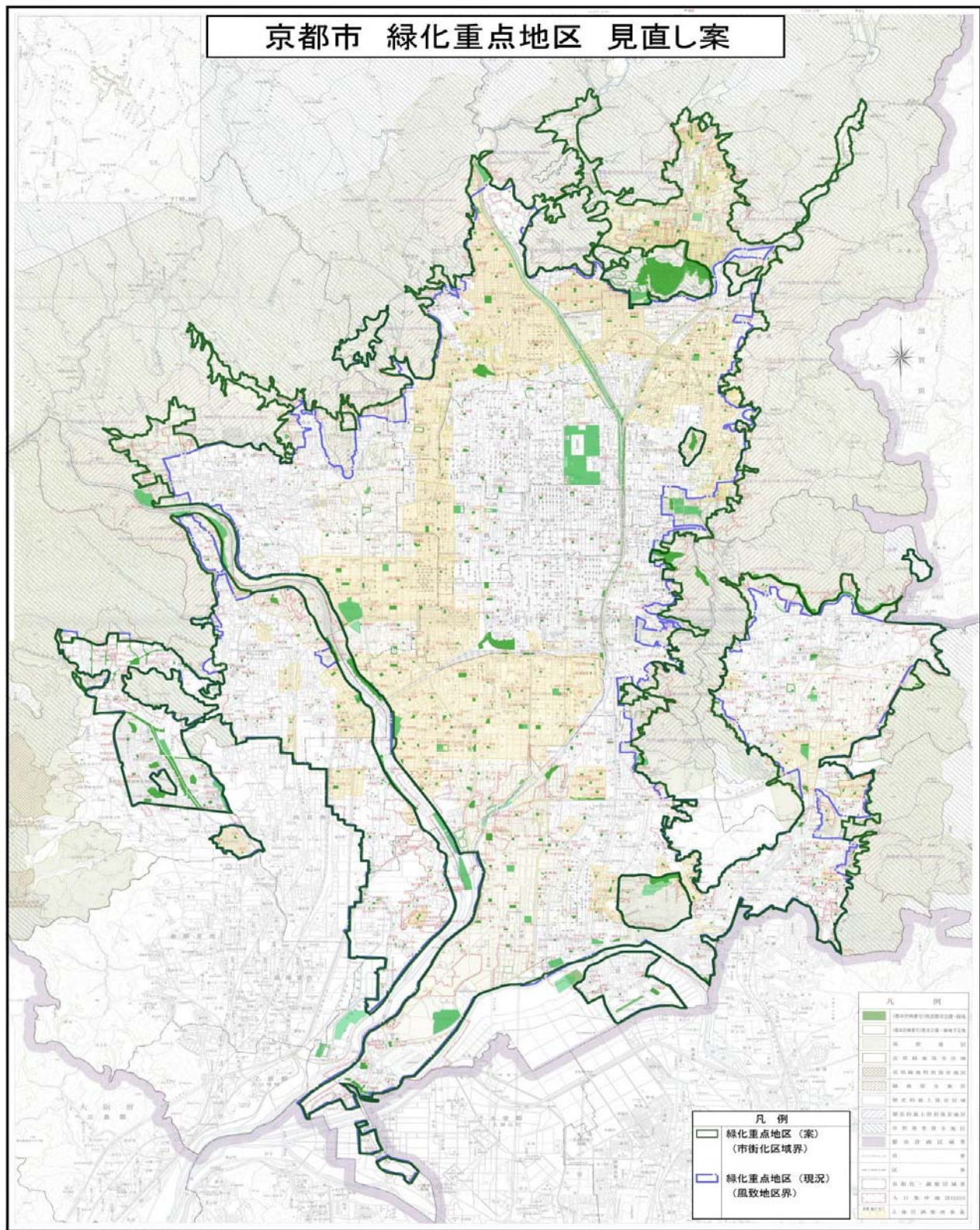
第6章 緑化重点地区及び緑化地域

1 緑化重点地区の指定

「緑化重点地区」は、「緑の基本計画」のなかで定めることが位置付けられており、緑豊かなまちづくりを推進するため、民有地緑化に対する助成のほか、街路樹や公園・緑地の整備等を集中的に行う地区として、本市では平成18年4月に指定しました。

「緑化重点地区」の区域については、条例等により緑化の義務が課せられている「風致地区」及び「歴史的風土特別保存地区」を除く市街化区域としていますが、近年地球温暖化対策やヒートアイランド対策が喫緊の課題となっており、また、風致地区内においても宅地開発が進んでいる中、これらの地区を含めた緑地の保全や緑化の推進がますます重要となってきています。

このような状況を踏まえて、「緑化重点地区」の区域を市街化区域全体（13,000haから15,000ha）に拡大し、「風致地区」等においても環境保全機能や防災機能を持つ街路樹や公園緑地を中心とした公共公益施設の整備を集中的に行い、併せて市域全体の緑被率の向上を図ります。





2 緑化地域の指定の検討

中心市街地等においては、公園の整備等の公共公益施設の整備による緑の確保だけでは限りがあり、これらの地域においては、大半を占める民有地の緑化を積極的に推進するため、本計画では「緑化地域制度」を導入することを検討します。

「緑化地域制度」は、都市緑地法及び都市計画法等に基づき、一定規模以上の敷地で建築物の新築又は増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

今後、京都市では現行の緑化助成制度（屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化等）を充実させるとともに、緑化地域の具体的指定候補地の検討に取り組み、市民にも一定の負担をお願いしながら、大切な緑を市民とともに確実に増やしていきます。

【期待される効果】

- ・ ヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。
- ・ 雨水の保水能力を高めることにより、雨水流出の抑制に役立ちます。

< 緑化地域の制度概要（都市緑地法より） >

【指定箇所】

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

※用途地域：市街化区域内の建築物の用途と形態の規制により、良好な市街地環境を誘導するゾーニング（「京都市都市計画マスタープラン」より）

【義務付けの対象】

- ・ 敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築又は増築
- ・ 特に必要がある場合、各自治体の条例で敷地面積の対象規模を 300 m²まで引き下げることができるかとされています。

【義務付けられる緑化率（敷地面積に対する緑化面積の割合）】

都市緑地法で定める規定を踏まえ、建ぺい率を勘案して、求める緑化の最低基準を



設定します。また、緑化面積の算定には、樹木や芝生、壁面緑化等が対象となります。

なお、都市緑地法では25%を超えて定めることはできません。

【参考】※京都府地球温暖化対策条例に基づく「建築物等緑化促進制度」について

本市では、京都府地球温暖化対策条例に基づき、平成19年4月1日から「建築物等緑化促進制度」を実施しています。

<制度の概要>

敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築・改築を行う際に、一定面積以上の緑化を義務付ける。

対象地域：本市の緑化重点地区内（風致地区、歴史的風土特別保存地区を除く市街化区域内）

緑化必要面積：地上部、屋上部それぞれについて算出した数値の合計面積以上

<地上部>①（敷地面積－建築面積）×15%

② {敷地面積－（敷地面積×建ぺい率×0.8）} ×15%

①，②のいずれか小さい数値を採用。

<屋上部>（屋上面積－建築物の管理に必要な面積（※））×20%

※空調施設や屋上駐車場など。

もし今後、緑化地域制度を導入する場合、その対象地域は、建築物等緑化促進制度の対象地域から除外され、以下の設定をすることを検討します。

①1,000㎡未満の建築物の新築や増築も対象とする。

②建築物等緑化促進制度の緑化基準を上回る基準を設定する。



施策の推進



第7章 施策の推進

緑の基本計画の目標年次は、平成37年と長期（平成22年～平成37年）にわたることから、中期的な展望に立って、「京（みやこ）のみどり推進プラン（仮称）」を、本計画策定後に作成する予定です。

これは、緑の基本計画に掲げる施策を、メリハリを持って確実に推進するためのものです。

具体的には、以下の①から③の観点で作成した後、④から⑤のとおり進めていく予定です。

なお、推進プランは、今後5年毎に見直す予定です。

- ① 推進プランの計画期間で行う取組の絞込み
- ② 施策毎の目標の設定（新たな指標（緑視率）の設定を検討）
- ③ 行政，市民，事業者の役割分担の明確化
- ④ 進捗状況の把握
- ⑤ ホームページ等で進捗状況を定期的に公表（年度毎）

参考資料

**現計画の施策の実績と
新たな計画での方向性**

基本方針1 「緑の保全と活用」－歴史、文化、環境を守る－

基本方針	基本施策		施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績(事業名等)	新たな計画での方向性	方向性の内容
1 緑の保全と活用	(1) 市街地を囲む周辺の山々の緑の保全と活用		1	地域制緑地の良好な管理保全の実施を強化する。	推進中	各種法令に基づく行為規制、古都保存法・都市緑地法に基づく民有地の買い入れ	○	
			2	地域制緑地内に遊歩道を設置するなど、市民の利活用を通じて保全を図ることを推進する。	推進中	買い入れた土地における枯損木の伐採、除草等の維持管理作業	○	
			3	地域制緑地内の買収区域で公園の整備を行い、市民が気軽に緑に親しめるように努める。	推進中	買い入れた土地の公園の整備の実施	○	
			4	健全で有用な森林を育成するとともに、森林所有者などと連携し都市近郊林として、機能の増進を図る。	推進中	「森林病害虫等防除法」に基づく松くい虫防除等	○	
			5	多様な里山の緑を地域特性に応じ、保全・再生することを推進する。	推進中	絆の里山整備事業	○	
			6	周辺の山々を守るボランティア（里山ボランティア）の育成事業を創設し、守り活用する運動を展開する。	推進中	京都伝統文化の森推進協議会の設立	○	
	(2) 市街地の緑の保全と活用	ア 農地の保全と活用	7	市民農園や分区分園としての整備を含めて、生産緑地地区制度の活用を推進する。	推進中	生産緑地地区制度の活用による農地の保全	○	
		イ 社寺境内地等の緑の保全	8	保存樹木・保存樹林の指定を推進する。	完了・継続	保存樹の指定	◎	指定した保存樹について、景観法に基づく景観重要樹木としての指定を検討
			9	社寺境内の樹木などは文化財環境保全地区などの指定を行い積極的に保全を図る。	推進中	文化財環境保全地区の指定、保勝会への植樹・樹木に係る助成	△	景観等の空間的な視点を合わせた指定の検討
		ウ 緑の文化の継承	10	民間に残る価値ある庭園を史跡や名勝として指定を進める。	推進中	史跡・名勝の指定	○	
			11	国際伝統庭園研究センターを設立する。	着手前		△	「京都創生策Ⅱ」に基づき、ナショナルセンターとしての伝統庭園研究センターの設立を検討
			12	優れた自然を天然記念物として指定を進める。	推進中	天然記念物の指定	○	
			13	花き振興のため市民フェアなどの啓発活動を幅広く展開する。	推進中	花と緑の市民フェア、梅小路公園グリーンフェア開催	○	

基本方針2「新しい緑の創出」《緑のネットワークの形成》－歴史、文化、環境を守る－

基本方針	基本施策	施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績(事業名等)	新たな計画での方向性	方向性の内容
2 新しい緑の創出 《緑のネットワークの形成》	(1) 公園等の整備	ア 身近な公園等のきめ細かな整備	14 街区公園など身近な公園の整備を促進する。	推進中	街区公園等の整備の推進	○	
			15 安心なまちづくりに資する公園などを整備する。	推進中	街区公園等の整備の推進	○	
			16 学校跡地を活用する中で、公園やオープンスペースの確保を図る。	推進中	街区公園等の整備の推進	○	
			17 公開緑地、市民緑地などの借地型の公園などを整備する。	着手前		○	
			18 ワークショップ方式などによる市民参加型の公園づくりを推進する。	推進中	街区公園等の整備の推進	○	
		イ 未整備公園の整備推進	19 未整備公園を重点的に整備する。	推進中	街区公園等の整備の推進	△	都市計画公園の見直し・廃止を含めた公園計画の再検討
		ウ 公園の再整備及び維持管理	20 少子高齢社会や住民ニーズの多様化に対応した公園を再整備する。	推進中	公園の再整備の継続	○	
			21 住民の参加により、地区のシンボルとなる公園を再整備する。	推進中	公園の再整備の継続	○	
			22 公園の維持管理の充実を図る。	推進中	公園の維持管理	○	
						○	
		エ 特色ある公園等の整備	23 健康をはぐむスポーツ拠点となる公園を整備する。	推進中	西京極総合運動公園や伏見桃山城公園等の整備	○	
			24 生態系に配慮し、子どもの遊びや自然環境とのふれあいの公園を整備する。	推進中	宝が池公園「新・子供の楽園」の整備	○	
			25 自然環境を生かし地域振興に寄与する公園を整備する。	推進中	大原野森林公園、吉田山緑地の整備	○	
			26 都市緑化植物園を設置する。	着手前		×	京都府立植物園等がその機能を有していることから、凍結
						○	
	(2) 公共公益施設の緑化	ア 道路の緑の整備	27 緑あふれるシンボルロードを整備する。	推進中	御池シンボルロードの整備に伴う植栽	○	
			28 交通の安全に配慮した人と人がふれあえる緑豊かなコミュニティ道路を整備する。	推進中	コミュニティ道路の整備に伴う植栽	○	
			29 新しく設置する道路に積極的に植栽する。	推進中	都市計画道路の整備に伴う植栽	○	
			30 地域の顔となる駅前広場に特色ある植栽を行う。	推進中	駅前広場や街路樹の植栽	○	
			31 交差点や橋のたもとなどに、市民がくつろぎ景観づくりにも役立つポケット広場の整備を推進する。	推進中	ポケット広場の植栽	○	
			32 季節感があり市民が親しめる街路樹のボリュームアップを図る。	推進中	街路樹の維持管理	○	
			33 街路樹の生育条件の整備や育成管理の充実を図る。	推進中	街路樹の維持管理	○	
		イ 水辺の緑の整備	34 散策路と共に防災避難路にもなる市街地内の河川沿いの緑道を整備する。	推進中	堀川水辺環境整備	○	
			35 水辺に固有な自然環境や生態系に配慮し、自然復元を行うとともに、水とふれあい、生き物と親しめる河川や池沼を整備する。	推進中	河川事業に伴う多自然川づくりの実施	○	
			36 多面的な利用が図れる河川敷公園の整備を促進する。	推進中	桂川緑地の整備	○	
		ウ その他の公共公益施設	37 公共公益施設の敷地を30%以上緑化する。	推進中	クリーンセンター、市営住宅、下水道処理場等の緑化。公共公益施設の屋上緑化。	△	・敷地当たりの緑化率の精査 ・緑化基準の作成等による取組強化の検討
			38 様々な学校緑化を展開をする。	推進中	花と緑のグリーンベルト、緑のカーテン、校舎の屋上・壁面緑化、校庭芝生化、学校ビオトープの実施	○	

基本方針3 「市民・事業者とのパートナーシップによる緑化の推進」

基本方針	基本施策	施策番号	主要な具体策	進捗状況	これまでの実績(事業名等)	新たな計画での方向性	方向性の内容
3 市民・事業者とのパートナーシップによる緑化の推進	(1) 工場、民有地緑化等の推進	39	工場、商店街、住宅地において、積極的な緑化を推進する。	推進中	各種法令に基づく指導	○	
	(2) 緑化推進啓発活動の展開	40	緑地協定、緑化推進協定の締結を推進する。	着手前		○	
		41	普及啓発パンフレットやガイドブック、緑化マニュアルを発行する。	推進中	緑化啓発グッズの作成・配布。広報誌「京のみどり」の発行。	○	
		42	区の花と木を制定する。	推進中	区民の誇りの木の選定	○	
		43	公園などに市民の手による花壇の設置を推進する。	推進中	住区基幹公園、ちびっこひろば、道路の中央分離帯・植樹帯・側樹帯における市民花壇の設置	○	
		44	大人も子どもも参加できる自然環境や緑に関する研修会や、市民講座を開設する。	推進中	区民ふれあい事業。梅小路公園グリーンフェア。都市緑化に関する普及啓発	○	
		45	姉妹都市間で緑の技術や文化の交流を図る。	推進中	全国都市緑化フェアへの出展	△	姉妹都市に関わらず、京都の緑の技術・文化の内外への積極的な発信の検討
	(3) 緑化助成、顕彰制度	46	住宅地や駐車場における生け垣などの緑化に係る助成制度を創設する。	完了・継続	京のまちなか緑化助成事業の実施	◎	様々な緑化手法に対応した助成制度の拡充の検討
		47	緑化功労者やまちかど緑化コンクール入賞者などへの表彰制度を創設する。	完了・継続	京都市都市緑化推進功労者の表彰。京都まちとみどり写真コンクールの実施	◎	上位表彰制度への推薦等を行う仕組みづくりの検討
	(4) 緑のまちづくりを進める組織体制の整備	48	官民一体の緑化推進に係る協議会を設立する。	完了・継続	京都市都市緑化推進協議会の開催	◎	より充実した会議の運営
		49	(財)京都市景観・まちづくりセンターと連携した都市緑化を推進する。	着手前		○	
		50	都市緑化基金を大幅に拡充する。	着手前		○	
	(5) 人材の育成	51	森の緑のボランティアリーダーを育成する。	着手前		○	
		52	まちの緑のボランティアリーダーを育成する。	推進中	草花管理講習会の開催	○	